

The Research on the Koreans Brought to Japan in the Early Pre-Modern Period of Japan: Mainly on the Kaga Clan Case

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Tsuruzono, Yutaka, Kasai, Junichi, Nakano, Setsuko, Katakura, Minoru メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/45832

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



脇田如鉄関係史料集

笠立 井 純 一

本稿は、加賀藩における一「渡来朝鮮人」、脇田(金)如鉄(九兵衛、直賢)関係の記録・文書を聚集、翻刻したものである。

如鉄は異国の地域社会に如何に包摂されていたか。この問題を考えるための基本史料は、前章に掲げた『家伝』であろう。しかし自伝の常として、それはあくまで著者の主観的叙述に止まっている。もとより其処に盛られた「事実」にいかほどの信を置くべきかは、慎重な検討を要する課題であろう。編者等が関係史料の調査を必要としたのは、このような理由によっている。

幸いなことに、加賀藩関係史料は金沢市立図書館近世史料室に一括して収められ、系統的に整理されている。ここに不十分ではあるが如鉄関係史料をひとまず集成し、その略歴を年譜として示し得たのは、一に同館のご高配と館員諸兄弟のご支援の賜物である。記して深謝の意を表したい。

なお本史料集は、一、如鉄の著作 二、如鉄関係文書 三、如鉄関係記録 の三部からなる。第二、第三節内の項目は便宜的なものだが、各項目では可能な限り編年整理を試みた。

目 次

年 譜……………	一〇三
一、如鉄の著作……………	一〇三
【1】脇田如鉄覚書……………	一〇五
二、如鉄関係文書……………	一一〇
【1】「三箇国小取次」としての文書……………	一一九
【2】大坂陣武功関係文書……………	一二四
【3】算用場・除知奉行としての文書……………	一二五
【4】藩主側近としての文書……………	一二八
【5】金沢町奉行としての文書……………	一二九
【6】その他……………	一二五
三、如鉄関係記録……………	一二五
【1】侍 帳……………	一二六
【2】由緒書……………	一二五
【3】系 譜……………	一二五
【4】評 伝……………	一二三
【5】雑 録……………	一二六

一五八六(万曆十四/天正十四・丙戌) 一歳

朝鮮帝都(漢城)に出生。如鉄ヨシテツと名付く。父は翰林学士金時省。幼少より「作文」を学ぶ。

一五九二(万曆廿/文禄元・壬辰) 七歳

五月 漢城陥落。時省父子戦死。宇喜多秀家軍の捕虜となる。
十二月 岡山に到着。

一五九三(文禄二・癸巳) 八歳

宇喜多秀家夫人(お豪)の手元から、金沢の前田利家夫人(芳春院)の手元に送らる。

芳春院および前田利長の膝下で成長。

一六〇〇(慶長五・庚子) 一五歳

芳春院、人質として江戸に至る。

一六〇五(慶長十・乙巳) 二〇歳

利長の富山退隠に伴われ、百石を食む。

その後、百三十石を加増され近習奉公し、加越能三國の諸事を取り次ぐ(三箇國小取次)。

〈この頃〉

脇田重之(重俊)の姪(娘)と結婚し、脇田姓を名乗る。

説言により一年閉居。翌年、芳春院の口添えで許さる。

一六一一(慶長十六・辛亥) 二六歳

長男、平丞(直能)出生。

一六一四(慶長十九・甲寅) 二九歳

五月廿日、利長没。享年五十三。生前、遺物として黄金三枚等を拝領。発句「四方はみな袖のあまりの五月哉」を詠む。

六月 芳春院、山田如見を伴い江戸より金沢に帰る。如見の金

沢滞在期間に、源氏物語切紙伝授・古今伝授を受く。

十月 大坂冬の陣勃発。利常に従い、大津にて金銀拝領。

一六一五(元和元・乙卯) 三〇歳

正月 両軍和睦。

四月 大坂夏の陣に出陣。

五月七日、稲荷口にて槍を合せ、殿軍をつとめて功績あり。

九日、武功穿鑿の為、働きを書上げ差し出す。

八月廿四日、重ねて大坂表の武功を書上げ差し出す。

恩賞として二百石加増さるも、不満。

一六一六(元和二・丙申) 三一歳

三男、小平出生。

一六一七(元和三・丁巳) 三二歳

七月十六日、芳春院金沢に没。享年七十一。

一六二四(寛永元・甲子) 三九歳

五月廿五日、脇田重季(養父)没。享年八十。

一六二五(寛永二・乙丑) 四〇歳

嫡子平丞、召出さる。知行三百石。

一六二七(寛永四・丁卯) 四二歳

この年、知行四百三十石にて残金奉行を勤む。

一六三一 (寛永八・辛未) 四六歳

大坂陣戦功の再吟味始まる。

一六三二 (寛永九・壬申) 四七歳

正月 徳川秀忠没。

伴八矢の証言等により大坂表の武功が評価され、一挙に五百七十石を加増(都合千石)。積年の鬱憤を晴らす。

御鉄砲頭、御使番に任せらる。

一六三七 (寛永十四・乙丑) 五二歳

閏三月三日、算用場奉行として見える。

一六三八 (寛永十五・戊寅) 五三歳

十月七日、算用場奉行として見える。

一六三九 (寛永十六・己卯) 五四歳

利常の小松退隠に従うを止め、光高の請により金沢に残留。

一六四一 (寛永十八・辛巳) 五六歳

沢田忠右衛門、横山山城守の聞書きを書き上げ、脇田九兵衛に付して光高へ献上。

五月十九日、御小將頭を命ぜらるも、一旦お断り。

一六四三 (寛永二十・癸未) 五八歳

六月 今枝民部と書状往復の後、御小將頭受諾(足輕頭より)。

頭料二百石を給さる。

九月 江戸に召し寄せらる。

一六四五 (正保二・乙酉) 六〇歳

正月廿一日、犬千代(綱利・三歳)に「白髪」を献上し、康光脇

差・黄金・小袖等拝領。発句「いたたくや千年始の雪の松」を詠む。

徳川家光、光高から犬千代髪置の儀を聞く。如鉄の名も上聞に達する。

四月五日、光高急死。享年三十一。当座に発句「花はちりて日々になげきの茂り哉」を詠み、独吟百韵。

光高没後、利常から公事場奉行を仰付らる。のち、金沢町奉行を仰付られる。その際、大役重畳の故を以て公事場奉行を免除され、御小將頭および金沢町奉行のみ晩年まで勤む。

閏五月十八日、大野湊神社神主に、落主らの意を伝える。

一六四六 (正保三・丙戌) 六一歳

四月 光高一回忌に際し百韵をつづる。発句「花はあだのたとへ有りけり去年の夢」。

一六四八 (慶安元・戊子) 六三歳

孫、七兵衛(平丞長男)出生。

一六四九 (慶安二・己丑) 六四歳

正月 小松への年頭御礼の交名中に「脇田九兵衛」が見える。

二月七日、除知奉行として見える。

四月十二日、金沢町奉行として見える(七月廿八日、同前)。

一六五一 (慶安四・辛卯) 六六歳

七月廿八日、金沢町奉行として見える。

〈慶安年中〉

利常、小松葭嶋にて近侍に茶をふるまう時、特に直賢の

ため掛軸を定家小色紙に替える。葭嶋にて発句「月夜よし嶋根の木立今朝の雪」を詠む。

一六五二(承応元・壬辰)

六七歳(六九歳)

七月廿八日、金沢町奉行として見える。

この年、自身を「六十九歳」と記す。

一六五三(承応二・癸巳)

六八歳(七〇歳)

正月 小松参賀を止められ、養生を申し渡される(「家伝」には承応元年とあるが、「加藩国初遺文」関係箇所につき)

れた、森田柿園の註記に依って改めた。

閏六月四日、金沢町奉行として見える(閏六月十五日、八月四日、十月八日、十二月十一日、同前)。

日、十月八日、十二月十一日、同前。

一六五四(承応三・甲午)

六九歳(七一歳)

八月十六日、金沢町奉行として見える。

〈この頃〉

病氣養生の折、利常から餌柄の雲雀を老病の薬として与えらる。

一六五五(明暦元・乙未)

七〇歳(七二歳)

七月廿二日、金沢町奉行として見える。

一六五六(明暦二・丙申)

七一歳(七三歳)

六月十一日、金沢町奉行として見える。

一六五七(明暦三・丁酉)

七二歳(七四歳)

三月十二日、金沢町奉行として見える。

八月廿五日、懸橋天神月次連歌興行。「釣簾巻上る袖の涼しさ」と句作。

十月 江戸城天守台手伝普請、綱利に命ぜらる。無役人ながら御奉公を申し出、半役を仰付らる。

この年、能順、綱利の請に応じ小松に住する。

〈明暦年中〉

御用の儀にて小松へ往来するを勞われ、利常から小袖を

拝領。

一六五八(万治元・戊戌)

七三歳(七五歳)

十月十二日、利常没。享年六十六。百句をつくり牌前に奉納。

発句「袖に見ようき世は北の片時雨」。

十二月十日、利常の遺骨を高野山へ見送り、発句「帰山何そは

終に雪の道」を詠む。

この年、自身を「七十五歳」と記す。

一六五九(万治二・己亥)

七四歳(七六歳)

春 利常の遺物として、黄金五枚を拝領。

五月廿一日、家督を嫡子平丞に譲るも、なお御小將頭を勤む。

隠居料三百石(平丞に知行千石を与えらる)。

七月三日、致仕を許さる。出家。「名ノミムカシニカヘリ」、

如鉄と号する。

一六六〇(万治三・庚子)

七五歳(七七歳)

正月 森田庄九郎昌成の助けを得、「家伝」を纏める。

七月十九日、病没。法名、玉峰(宝)如鉄居士。能順、発句「露の世は其言種を名残哉」を詠み、これを悼む。

一、如鉄の著作

【一】脇田如鉄寛書

青地順行蔵書御借上分
 もひ
 高徳公瑞龍公御家臣武功
 陽廣公御意ニ而脇田如鉄書上候寫

大納言様御家臣

大納言様御少身之時々数度之武功、御家中無比類由、但場数ハ不承候

村井豊後守

同御少身之時々心はせ御座候由、就中末森之城かへ申候儀、武功莫大之由、承及申候

奥村伊与守

先々数度之武功、殊末森ニ而之鐘、承申候

山崎彦右衛門

半田半兵衛

同断

末森之鐘、承申候

野村傳兵衛

北村三左衛門

同断

富田越後守

末森ニ而鐘之内ニ而御座候由、申候ものも御座候。慥承不申候。御加増ハ右之もの共同前。八王寺ニ而城をかつき申候刻、大音主馬一所ニ付合申候。殊外ふりよく御座候由、主馬口上承申候

奥野与兵衛

末森之御加増、右之者共同前。但まきれ御座候由、下々取沙汰承申候

片山伊賀守

御先手之由、殊柳ヶ瀬ニ而鐘之由、承及申候。慥不存候。大納言様古肥前様、御秘蔵被思召候由、承申候

岡嶋備中守

御先手。佐々内蔵介と越中加州御取合、越中連の間まで御働之時、能様承及申候

青山佐渡守

柳ヶ瀬ニ而鐘仕候由、承及申候。其上無比類律儀者ニ而、大納言様、古肥前様、殊外御秘蔵被成候

篠原出羽守

武功場数ハ不承候。大納言様別ニ而御秘蔵思召、金沢定御城代、被仰付置候

奥村 古河内守

古肥前様御代、大正寺御陣仕、浅井而能所ニ人数を立、与力弓之者ニ射させ申候由、承及申候。末森竈城も仕候由

富田下総守

八王寺而高名仕、蒙砦。大正寺而手負。浅井表而長九郎左衛門人数。敵のりわり申候時、下総覚悟ヲ以、長父子討死不仕候由、其場而、古肥前様へ長、直ニ申上ル由、承及申候

小塚藤右衛門

奥村 孫介

富田与五郎

右三人、柳ヶ瀬御陣之時、人持分之内討死仕候由、其外も可有御座候へとも、承及不申候

九里 少藏

『此間三四寸本紙白紙也』

古肥前様御家臣

横山々城守

鳥越之鑓、八王寺而高名。其外心はせも御座候様ニ、承申候。筑紫而暗討逢申刻、手柄之由、及承候

本多安房守

備前中納言殿ニ在之時、伏見関ヶ原而よく御座候由、但鑓を仕共、

承申候。其上、備前中納言殿へ忠節も有之由、承申候

奥村 因幡守

幼少之時、伊与ト末森竈城仕候由。八王寺ニても高名仕候由、承申候。但、慥不存候

山崎長門守

先々度々武功、殊御家ニテ鳥越之鑓、其隠無御座候

松平伯嗜守

先々度々武功、殊御家而浅井之鑓、其隠無御座候。鳥越而も、内蔵介方而一番ニ進ニ申候処、鉄炮ニあたり、鑓之手ニ逢不申候由、承申候。かんしやく而も、大闇様ヲ金錢拜領仕申候

神尾 圖書

八王寺而も高名仕候由、但慥覚不申候。大正寺押陣之時、押へニ御残シ置被成候処、小松々敵出付申候。歴々御残シ置候へとも、圖書一人裁許神妙御座候由、上坂又兵衛・大橋九郎

兵衛、古肥前様御前而直申上候。大正寺々人数御入レ候時、圖書大正寺而手負候へとも、浅井表而裁許よく仕候由。鳥越

而もふりよく御座候処、鉄砲深手負、鑓之手ニ逢不申候由、稲垣与右衛門、魚津而古肥前様へ申上ヲ、私直承申候。御秘

藏ニ被思召候

若輩之時、上田作兵へと申強力もの、越中御鷹場而鉄砲打申候付而、古肥前様ヲ被 仰付はなし打ニ仕申候。八王寺而も

高名仕候由、慥覚不申候。大正寺而よき勤仕、過分御加増被

下候

浅井左馬助

下候

○大音主馬

十六之年、かんしやく而、すはたにて高名仕。八王寺而廿二
三歳之刻、一番首討捕。大正寺而よき働仕、蒙大抵申候。然
共古肥前様御耳ニ如何立申候哉。左馬介々御加増少分ニ被下
候付而走り、細川三斎ニ居申候を、御加増被下、被召返候。
古肥前様御秘藏ニ被思召候

葛巻 隼人

大正寺御陣ニよき働仕、御加増被下候。大坂表之儀、當御代
之事情間、不及申上候

宮崎 藏人

八王寺而能御座候。

先々も高名御座候由、殊大正寺而よき働仕、御加増被下候。
末森ニ籠城仕、能候由、及承候

上坂 又兵衛

徳山五兵衛所ニ居申時々、数度之高名、鉄砲頭仕、古肥前様
被召置、鉄砲頭之内而、無比類御秘藏。浅井而も鉄砲之もの
よく引廻シ申分もよく御座候由、御加増も伯嗜同前、進退ニ
被成候

水越 縫殿

浅井而鐘仕申候。其先之武功、承及不申候

御座候由

河原 兵庫

大平 左馬允

吉田 数馬

神尾圖書与力

坪田次左衛門

右四人、かんしやく而、大閣様々金錢拜領仕候由、但数馬儀
ハ、大閣記ニ無御座候間、私覚ちかへニ御座候哉

梅野 大學

八王寺大正寺而、高名仕候由、大音主馬同前、古肥前様御小
性頭而御座候

稲垣与右衛門

徳山五兵衛所ニ、鉄砲之もの志上数度高名、古肥前様而鉄
砲頭被 仰付、上坂ニ次テ御秘藏被思召候

太田 但馬守

かんしやく而、大閣様々預御感。八王寺而高名。浅井而家礼
ニ鐘をさせ申候

自身鉄砲にて二人

打申候由、及承候。

大野 甚丞

岩田 内蔵介

井上 勘左衛門

山田 出羽守

新座者御座候。大正寺なまつ橋ニおゐて、棚こしニ突合、よ
き働仕候由ニ付而、御加増過分被下候。御感状も被下候かと
覚申候

丹羽 織部

大道寺 新四郎

八王寺にて討死仕候由。
御小性之内、御用ニ立申由承及候

○九里 少蔵
名失念仕候

山田出羽同前ニ

此五人、よき働仕候由、但佐藤久右衛門ハ古肥前様鉄炮頭、
残者ハ孫四郎様之ものニ御座候

半井 名失念仕
佐藤久右衛門

大野 甚丞

大正寺なまつ橋ニおゐて、一所ニよき働仕、山田出羽ニこと
わり候へとも、後出羽不存候由申付而、申分ニ可仕覚悟御座

候処、浅井而鐘仕候故、右之申分止申候由申候

横山 因幡守

鳥越而鐘仕候由、承及申候

石川 左源太

鳥越而高名仕候由、又ハ鐘共申候。慥不承候

津田 遠江守

浅井鐘以前ニ、敵方々ふりよく見へ申候由、取沙汰仕候と承
及候

鷲津 九蔵

鳥越而一番鐘、討死仕候由御座候。柳ヶ瀬而も、鐘仕候由、
太閤記ニ見へ申候

水野 内匠

先々武功御座候様承申候。御家ニても手ニ逢可申候へ共、其
様子不存候。一度・申候を、古肥前様被召返候

杉江 兵助

大正寺而一番首之由、承及申候

佐々内蔵介所ニ在之。肥後而武功御座候由、承及申候。大坂

而討死仕申候。大正寺而も能様承及申候

堀田平右衛門

大橋九郎兵衛

大正寺押陣之時、小松々敵出申候刻、裁許よく御座候由、上
坂又兵へ古肥前様へ申上候を、承申候

右御家而手ニ逢申者、承及候分、存出之次第、書付申候。いづれ
も覚ちかへも可有御座候。猶以様子存候ものニ御尋被成候者、慥
しれ可申候。他之家中而武功つもり、御家へ被召出候歴々之儀ハ、
不及申上候。以上

右一巻、

陽廣公御意而、脇田如鉄被書上候ひかへ、如鉄孫七兵衛より正
徳五年十二月借用、令書写候。元本如鉄 小兵衛手跡、杉原
半切紙草案のまゝなり。追而書入候所、并消申所等、本紙之
通に写置候也

追而右覚書草案ノまゝにて所持申候

深雪かんも甚、何方もこまり申候。弥無御別条候哉。人々いたミ
覚へ被申候。然者、内々被仰聞候覚書、懸御目候。是ハ久々私家
ニ所持候ものニ御座候。慥さうニ候。

光高様御意而、書上候ものニ御座候。入

御覽物、其上遠慮も御座候処、世間江出シ不申候。貴公様御数寄、

懸御目候。本望ニ奉存、進之申候。御覽被成、面白被思召、御写留候ハ、いか様共ニ奉存候。且又先日ハ御秘書被下、忝奉存候。再見仕候。承事なる御文段、礼式も感心仕候。今暫御貸可被下候。随分相債拝見仕候。以上

十二月廿七日

青藏人様

脇田七兵衛

◎如鉄が藩主光高の需めに応じ、藩草創期の功臣を書き上げたもの。金沢市立図書館加越能文庫蔵『高德公瑞龍公御家臣武功陽廣公御意書脇田如鉄書上』(16.34-28)によって翻刻した。本冊子は如鉄が子孫に伝えたその草案を、正徳五年(一七一五)十二月、青地齊賢(蔵人と号す。礼幹の兄)が借りて書写し、青地家に伝わった写しをまた、齊賢の子孫順行(栄次郎)から前田家が借り上げたもので、末尾には齊賢のものとと思われる奥書(朱書)と、脇田七兵衛(如鉄の孫)から齊賢に宛てた書状写しが付されている。

右冊子は、祖型を忠実に伝える写本として貴重であるが、金沢市立図書館にはこの他、①加越能文庫蔵『脇田如鉄覚書』(16.34-193)、②雅堂文庫蔵『脇田如鉄覚書』(097-24)の二点があり、内容は本冊と同じである。①②ともに奥書「宝曆十二壬午臘月下流」があり、①は青野紙に書写されている。なお、朱書は「内」に、異筆は「」内に示した。(以下同様)。

二、如鉄関係文書

【1】「三箇国小取次」時代の文書

〔1〕津幡甚丞所蔵文書

かけ物にて三ふくあるよしニ候間、いづれもミせ候やうニ可申候

つばたのやと、じんの丞所に、せうとく太子のいつせうかいを、かき申候かけ物ある由候。それをミ度候間、ちとかし申候やうニ可申候。早々其方より申つかハし候へく候。かしく

十一月十九日

九兵へ

左内

はひ

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『加藩国初遺文』(16.28-74)によって掲げた。編者森田平次は左のように述べるが、『北徴遺文』(石川県立図書館蔵)中には見出し得なかった。

右、北徴遺文載之。

原書加賀国河北郡津幡村甚丞所蔵。

同人由緒書云。瑞龍院様御代ニ、先祖甚丞方ニ聖徳太子一生界之掛物御座候処、上可申旨、九兵衛殿・左内殿へ、御直筆之御書被為下、致頂戴所持仕候。

〔2〕津幡弘願寺所藏文書

九兵へ

左内

ひ

けふのかけゑ三ふく、ゑぬしくれ可申候や、たつね度候。ぬしひさ
ういたし候ハ、かへし可申候。かしく

十一月廿四日

九兵へ

左内

ひ

つはたじん丞ニ、小袖壱ツとらせ申候。又、ゑのぬしのほうすへ、
良子三まへつかハし、しん丞ニ、よく心へ候て申候へと、まいり候
かやし可申候。かしく

十一月廿四日

九兵へ

左内

ひ

賀州津幡く、ハんし、年頭之礼ニ被相越、鳥目三十足到来候。祝着
之由、可申候。かしく

二月四日『御判』

為見廻、使僧并柿一折到来。欣悦之至候。謹言

十月三日 筑前 利光『御判』

弘願殿へ

◎『加藩国初遺文』卷七によって掲げ、併せて『北徴遺文』卷
八を参照した。

〔3〕高岡聖安寺所藏文書

〔以下九枚連寫〕〔付箋〕

聖安寺々、見事之寒菊、くれられ候。此比未稀之事候。心付候通、
令満足之旨、能々申度候。かしく

十一月朔日『御判』

九兵へ

左内

ひ

しやうあんし、それこいられ候や。しゆもつも、ちとくろミ、もの
き申候やうニ御人候かと存候。ミられ候ハ、出しミせ可申候。それ
におよハす候ハ、出申ましく候。かしく

十九日

九兵へ

左内

ひ

今日のくすりなく候間、しやうあん寺をよひ候て、あわせ可申候。
昨日のくすりのミ申候。一たんふく中もよく候由、可申候。又今日、
ひよく候間、かのきうおも、只今いたし申候由、可申候。以上

十一月十五日

せうあん寺
まいる

ひ

我ノくしゆもつのくすり賜候ニついて、あみた本ぞんにうらはんのすみつき賜候。誠ノくねんの入候事、まんそく候。我ノくふたんのしほき、くい物などに、ぎんミいたし候間、ねんの入られ候事、一入まんそく候。其方へたいし、きづかいにてハなく候。ふたんのしおきのていに候間、其心へ候て可被下候。かしく

十一月十五日

けん物

九兵へ

ひ

一、昨日、きうをいたし、くすりをのミ候て、しゆもつすこしうつきやミ申候やう候

一、ふくちいよくよく候。かわり事候ハ、可申候。以上

十一月十六日

しやうあん寺

まいる

ひ

一、とくたちの事、心へ候。せんとおろし申され候、さん里の二ツノきうまで、いたし申候間、下のきう今日いたし可申候。ふく中かわる事なく候。以上

十一月十七日

九兵へ

左内

ひ

かく中・しやうあん寺、朝出られ候ハ、いかにもねんの入めしをふるまい候へく候。大所人に申つけ候て、まい朝ふるまい候へく候。以上

十一月廿日

しやうあん寺

まいる

ひ

一、ふくちう、かわる事なく候

一、しゆもつ、一たんやハラキ申候

一、そとくろふしのしゆもつ、うづき候へ共、さしたる事なく候
つけくすりにていへ、しゝあかり申かと存候。かしく

十一月廿一日

此由、物語候へく候。かしく

十一月廿二日

しやうあん寺、よくつめられ候。あさ夕、ふるまいの事、よくねんの入可申候。かやうにほねおりの所ニ、しせん我ノく、どくなどくい申候事、あるへきなど、そんなれ候事もあるへし。ゆミや八まん、とくなど、すこしもくい不申候。又、一義の事ハ、此いせんが、ようせうのため、一ゑんなく候間、

九兵へ

左内

ひ

今日ハひるじふん々、むしさし出候間、明日のくすりハ、まつ一ふくせんし候て、あけ候へく候。くすりのたゞりにてハ、候ましく候と存候。あしハ、いよくくつろき申候。以上

十一月廿三日

しやうあん寺

ひ

かかくすり、なく候ハ、これヲ可申候

一、むし心も、さきほと々、やハラキ申候

一、かう物之事、心へ候

一、くろふしの所、まへのごとくにハうつき候ハねとも、おし候へ

ハ、うミハ上へすこしつゝ出申候。大きにわなり不申候

一、あしかうのおりめの物、まへ々ハ大方、いへより申候

一、くさミハ、まへのごとくにて候。かしく

十二月二日

九兵へ

左内

ひ

せう安寺ないやくの、そのくわへ物なしの、内やくをのミ度候。それにて、一たんよく御入候間、かく中・道かんへも、だんかうさせ可申候。以上

正月卅日

せう安寺

まいる

ひ

我くしゆもつに、御所殿々はいれうの、うんけんかうのかうやく

をつけ申候。かようのしゆもつニもよく候や、あまりうづき申候間、つけ申候。あまりつよきこうやくにて候ハ、はん々ハつけ申ましく候。かしく

二月一日

せう安寺

ひ

まいる

しゆもつ、かわる事なく候。今夜もうづき申候、くすりハ一昨日のくすりのごとくに候や。昨日のくすりハ一昨日のよう、ちとあぢかちかへ申候かと存候。今日、二ツのきう、いたしまいらせ候。

かしく

二月二日

せう安寺

ひ

しゆもつ、今夜ハちと、いつ々うづき申候。ふくちうもすこし、こわり候て、夕部けさくたし申候間、あまりくたし申候かげんハ、むようニ候へく候。以上

二月三日

せう安寺

ひ

まいる

くすりなく候間、可賜候。今夜ハさしてうつき不申候て、よおもよくふせり申候。ふく中もかわる事なく候。かしく

二月十一日

市川長左衛門
宮井二郎右衛門
肥

年頭祝儀として、聖安寺より鳥目五十疋くれられ候。満足のよし心へ候て、可申候。かしく

正月七日 利長「御印」

◎『加藩国初遺文』卷八によって掲げた(左のとおり平次の付記がある)。なお『北徴遺文』卷八を参照した。

右十七通、北徴遺文載之。

原書ハ、越中国高岡聖安寺所蔵。

按ニ、右聖安寺ハ、本願寺派真宗ノ道場ナリ。其頃ノ住職、醫道ヲ心得、殊ニ巧者ナルニ依テ御療養方ヲハ被命タルナルヘシ。又、右御真筆ノ親簡中ニ、かく中・道かんへもだんかうさせ可申ト載玉フ。かく中・道かん、皆扶持シ玉ヘル醫師ノ名ナリ。元和元・二年ノ土帳ニ、三百石内山覚中百石道閑ト記載シ、寛永四年ノ土帳ニモ、御薬師衆、三百石覚中、百二十石道閑トアリ。諸土名言録云、元祖内山覚中ハ、瑞龍公、富山ニ御在城中、被召出、今富山ニ覚中町ト称スル地、即チ覚中ノ居跡ナリト云。

又按ニ、右親簡共ニ、九兵へ・左内ト載玉ヘル九兵衛ハ、脇田九兵衛直賢ニテ、左内ハ大橋左内也。

一、慶長十年富山御隠居士帳ニ、

大小将衆 貳百石 大橋左内
詰小将衆 貳百三拾石 脇田九兵衛

一、脇田如鐵自記云(省略)

〔4〕中山家所蔵文書

(端裏)

九兵へ
左内 ひ

年頭之礼として、ミヤのこし主計・甚丞越候て、鮎甘・昆布五そく、くれ候。よく心得候て、可申聞候。かしく

正月九日(花押)

(端裏)

九兵へ
左内 ひ

(端裏貼紙)「御書年頭」

賀州宮越之主計越候て、鮎十奉之候。能来候由心得候て、可申聞候。かしく

正月十三日 利長(花押)

(端裏)

九兵へ
左内 ひ

加州宮のこしの、きも入兩人こし候て、かきつけのことく、さげ二つ・こぶ五そく、くれ候。よくこし候よし、可申候。以上

十月廿六日

◎旧宮腰町々年寄役、中山家所蔵文書。金沢市立図書館蔵のマ
イクロフィルムによって示した。

【2】大坂陣武功関係文書

〔1〕大坂表働面書付

『大阪表働の様子面々書付下抄』

當月七日、大坂おもて御合戦付て何も手前へ御たつね被成候間、
以書付申上候。

一、いなり口の町にて、てき鐘をもち候てい申候所へ参かゝり、やりにてつき合申候。やうす、かち川弥左衛門見られ候よし、被申候。しはらく候て、みかたつきたてられ候ところニ、ふる屋所左衛門、我等ことはあわせのこり申候。かつら巻隼人、其刻はしり出られ候間、やうすミられ可申候。その後、てきみかた、やりにてつきあい、てきをつきたて、いなり口のもんまておいかけ申候へとも、くたひれ申候て、つきとめ不申候うちニ、てき、もんへとりこミ申候。則ようす、ふる屋所左衛門・かつら巻隼人・かち川弥左衛門ニ御たつね可被成候。以上

五月九日

半田大炊殿

大窪助進殿

脇田九兵衛

『大坂表働の様子面々書付下抄』

大坂おもてニテ手前かせきの様子、書付を以、申上候。

いなり口町すちへ参申候へハ、てきみかたあひをへたて、其中へ両方より、やりをもち申候者共、出あひい申候間、われらもはしりくわゝり、一所ニつきあひ申候。其やうす梶川弥左衛門、見申候間、しやうこニたち可申候由、申候。其後、ミかたをつきまくり申候間、古屋所左衛門と我等、ことばをつがい残り申候。兩人よりへちに、あとニ残り申人ミへ不申候。其ばへ、葛巻隼人あとよりはしりくハ、り申候を、我等ハよく見申候。其刻は、我等をも見申候由、被申候へ共、いまハ見不申候由、かつら巻被申候。其うち、てきまへかとそなへい申候所まで、ひきとり申候ゆへ、てきみかたのあひたしはしす候てミへ申候うちニ、古屋・かつら巻・我等などい申候所へ、ミかたはしくはしりくわゝり申候て、又つきあひ申候。其時、てきをつきまくり申候。其のぼのやうす并我等てまへなど、伴雅楽介見申由、申候間、御たつね可被成候。其道をつきあけ申候て、いつれもあと二つかへ申候御人数、三の丸へつき申候とミへ申候。以上

八月廿四日

脇田九兵衛

閑斎様

安房守様

山城守様

伯耆守様

内匠様

まいる

『大坂表働の様子面々書付下抄』

今度、大坂いなり口にてやりにてつきあい申候。其様子、かち川
弥左衛門・江守鹿助・山森主計・横地忠左衛門・野村七左衛門、
右五人之衆、見被申候。其上、御ゆみの衆、岡田八郎兵衛と申人
も被申候間、様子右之衆へ御尋可被成候。以上

五月九日

脇田帯刀

山崎閑斎様

本田安房守様

横山々城様

松本伯耆様

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵

『大坂表働面々書付』(16.51)

165) によって掲げた。本冊子は前田家編輯方の青紙に写され
たものだが、内容は元和年中の大坂夏陣論功行賞における
書上である。如鉄のものが二通ある理由は、判然としない。
また「伴八矢」の証言についても、『家伝』に記されたそれ
とは若干の齟齬を見せる。参考として、脇田帯刀(如鉄の義
兄で、妻の父にあたる)の書上も、併せ掲げた。

【3】算用場・除知奉行としての文書

〔1〕(算用場、寛永十四年)

定

- 一、諸代官前算用之事、一ヶ年切に可相究。但、收納米・登米地拂
以下、明夏中令中勘定、来々年春中遂結解、請帳可差上事
- 一、堂形蔵納米二萬五千石に定置候。但、依年多少可有之。右入米
跡々つよく改候故、百姓迷惑仕候由。自今以後不可及其儀。能
程に改可納所旨、蔵奉行・諸代官に申付候条、可成其意事
- 一、堂形蔵米拂直段之事、奉行人より相尋儀於有之者、宜申談事
- 一、蔵納・登米員数、春中相極、諸代官可申渡。加州三月・四月、
越中・能州内海四月・五月・六月可為出船。其以後出船破損之
断立間敷事。付、積荷状之事、代官手前より念を入、出船之刻
算用場江可相断事
- 一、同登米、海上道中かんだめしの事、奥村因幡守以相談、奉行人
遣当年相極、向後遂算用べく事。付、敦賀より海津まで駄賃、
年々聞届可令勘定事
- 一、同登米若船破損、米改奉行人之事、時々因幡守以相談可申渡事
- 一、諸代官より上り金銀之事、算用場より金銀奉行方江書付相添可
渡事
- 一、諸代官残銀・米、在々手前々々利足定之事

銀 子 二 割
米 二 割半

堂形入未進銀

二割

一、吉初銀、三月中春夫銀、五月中秋夫銀、年切代官より可差上。

若右日限於相延者、利足同前之事

一、登米拂金、年切に代官より可差上。但、断於有之者用捨遂吟味、明春中可相延事

一、諸代官より以誓詞断申儀有之間敷候。遂穿鑿相極、其上帳面記置可指上事

一、知行割符之事、井内清兵衛・栗田與右衛門、和田八右衛門・下村兵四郎申付候。所附村数多無之物成を以草高を平均、物成如定納所候之様可令相談也。右四人雖申付、面々存寄之通於有之者、不及遠慮可申談事

一、明知以下代官付之事、右知行割四人之者申渡、其近所之代官手寄々々可申付。若新代官に於申付者、因幡守可令相談事

一、切米・扶持方并諸職人下行米割符之事、人々応奉公之品、或は依年蔵所遠近可有相違。会所之者吟味、書付之上を以可書出也。不在国時分者、会所之者書付、安房守・山城守可為裏判事

一、見立檢地之事、物成定候上は、無故不遺様諸代官檢地奉行江も申付候条、可成其意事

一、登米并地拂・下行口米定之事

江沼・能美一石に付

四升

石川・河北同

四升五合

羽咋同

五升

鹿島同

五升五合

越中同

五升五合

地拂同

三升

下行同

二升

堂形入米同

二升

蔵返し同

但給人分
一升五合

一、諸代官下代数定之事

高三千石より下

一人

同四千石より七千石

二人

同八千石より一万千石

三人

同一万二千石より一万七千石

四人

同一万八千石より上

五人

但、右下代数多少、代官所随村数、弥吟味を以可相極事

一、諸百姓出銀、家一間に三匁宛たるべし。右之員数獲不可有之事

一、算用場出座之事、日出に出、日暮に可罷帰事

一、算用之事、物頭者勿論、小算用之者下々迄、作言仕儀堅可令制

禁事

一、算用場江用人之外出入一切可停止事

右条々不可違背者也

寛永十四年閏三月三日

宮城采女

一通

脇田九兵衛

一通

奥村源左衛門

一通

青木助丞

一通

◎「加賀藩御定書」によって掲げた。なお富田景周「下学老談」

には、「御算用場奉行は、寛永十五年奥村源左衛門・宮木采女・脇田九兵衛を始とす。但是より先き、三輪志摩・稲葉左近・津田勘兵衛と云説あれども、命ぜらるゝ年月詳ならず」とある。章末の『藩国官職通考』記事も参照のこと。

(2) (算用場、寛永十五年)

以上

態以飛脚申入候。仍而今度、從其元米奉行人罷帰候刻、御手前此跡残金銀之内貳貫目、来春可被指越候旨、被仰越候。則為申聞候處、貴殿之義、於其元久々用所等申入候間、右残金之内、拾枚分用捨可仕候旨、被申出候。左候ハ、残る分年々を以、御算用可被遂候。為其申達候、恐々謹言

寅十月七日

奥村源左衛門『判』

青木助之丞『判』

脇田九兵衛『判』

宮木采女『判』

高嶋屋

傳右衛門殿

御宿所

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次は「寅十月ノ書翰ハ、寛永十五年乎」と註記)。なお『国事雑抄』(七五一頁)参照。

(3) (除知、慶安二年)

除知之御手前借金銀相済候後、今卷ヶ年、右之知行高被除置、物成銀子ニ拂、其主ニ預ヶ置、除知場之預り状を請取可申之旨、被仰出候由、津田玄蕃殿・葛巻隼人殿々紙面ニ御座候条、御家衆中へ可被仰渡候。預状之文言、御合點不参候ハ、御案内次第書付可遣候。將又与力分之預り状ハ其御与頭手前ニ先被請取置候様ニ可被仰入候。恐惶謹言

二月七日

津田源右衛門

森 権 大 夫

山 森 吉 兵 衛

脇 田 九 兵 衛

京 都 菊 池 大 学

小 松 辻 平 之 丞

◎『加藩国初遺文』によって掲げ、金沢市立図書館加越能文庫蔵「松雲公御手沢遺書写」(内題「慶安二年之記」16.26-115)を参照した。なお平次の「遺文」註記は左の通りである。

右、慶安二年留記載之

按二、松雲公夜話録ニ、微妙公ノ時、不破彦三跡目廿余年不被命、其後風ト御失念ノ由ニテ、跡目被命、久々無息ニ罷在難義可仕由、御意ニテ二十余年ノ知行米、不残一時ニ賜リケル。彦三、甚不如意者ノ処、透ト借財返并シ勝手取直シタリ。何ノ御意モ無之ト云ヘ、勝手取直ノ為ニ被成

タル哉ラント、其頃、取沙汰スト、享保四年四月五日夜、
拜聴仕トアリ。是彼除知ノ事ヲハ、承違ヘルナラン

【4】藩主側近としての文書

〔1〕 (正保二年)

金沢寺中両神主方々、中納言様へ御札、飛脚を以上申候。則致披露
候処、御機嫌之事御座候。其旨可被仰遣候。恐惶謹言

後五月十八日

杉本二郎左衛門 名判

脇田九兵衛様

人々御中

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次は「正保二年也」と
註記する。なお、『国事雑抄』(六八四頁)を参照した。

〔2〕 (正保二年)

猶々、大姫君様へ給上り不申付而、御折紙無之候。御着ハそ
へ不申入候之旨、添上申候。以上。

中納言様・犬千代様・万菊様御折禱執行候て、御札御上候。則今枝
民部殿・杉本次郎左殿差上候て、両所々御状御返し候。一段首尾能
候間、可御心安候。次自分ニ鱗三刺給候。珍物別而賞翫申候。猶期
来音之候。恐惶謹言

壬五月十八日

脇田九兵衛(花押)

寺中神主

将監殿

権之丞殿

御返報

猶以、何もくハしくは、杉本二郎左衛門方々可申入候。早々
御上ケ候事、尤候。以上

又、何も御さかな、さしそへてよく候ハ、御着可上与存候
へハ、御札斗可給候よし、何も被申候ゆへ、御札斗上申候。

以上

御飛札拝見申候。仍中納言様江、御折禱之御札御給候て、則市三郎
迄被成見申候処、犬千代様江早々可上候由、就 御意、何も御札犬
千代様・万菊様へ上り申候。其段、可御心安候。大姫君様江も、今
迄給上り不申候間、其儀無之候。早々御上ケ候事御尤候。将又、拙
者方へ、鱗三刺御返御意候。毎度御入御念之段、別而忝存候。此御
方能様ニ仕候而、御札とも上ケ申候間、可御心安候。恐惶謹言

後五月十九日

脇田三郎四郎(花押)

寺中

将監様

権丞様

◎大野湊神社所蔵文書。現時点で編者が実見し得た、唯一の如
鉄自筆書状である。金沢市立図書館蔵のマイクロフィルムに
よって翻刻した。なお参考として、同内容の脇田三郎四郎
(如鉄次男)書状を付した。

【5】金沢町奉行としての文書

〔1〕（慶安二年）

権現堂町・両末寺町其外町並ニつゝ、き町を立有之処之儀、本町同然、諸法度以下諸事町奉行より可被申付候事

慶安二年四月十二日

津田玄蕃頭
葛巻隼人正
横山左衛門尉
長九郎左衛門尉
奥村河内守

宮城采女殿
脇田九兵衛殿

◎『加藩国初遺文』によって掲げ、『国事雑抄』（八九頁）を参照した。

〔2〕（慶安二年）

来八月十五日、宮腰寺中祭礼ニ付而、神事能執行仕度由、両神主及理候条、如跡々、町役者被申付尤候。恐々謹言

丑七月廿八日

葛 隼人「一判」
小松 津 玄蕃
奥 河内守「一判」

横 左衛門「一判」
前 出雲守「一判」
長九郎右衛門「一判」

宮城采女殿
脇田九兵衛殿 人々御中

◎『加藩国初遺文』によって掲げ、『国事雑抄』（六六六頁）を参照した。

〔3〕（年未詳）

金沢町紺屋政、為年頭之祝儀、手綱二筋、罷越上之。聞届旨、可申候也

「御印」

正月廿一日

宮城采女
脇田九兵衛

◎『加藩国初遺文』によって掲げた。『国事雑抄』（七二九頁）参照（「右は本紙大奉書紙也」と註す）。年代は不詳だが、相役（宮城采女）の名によってここに置いた。

〔4〕（慶安四年）

来八月十五日、宮腰寺中祭礼ニ付而、神事能執行仕度由、両神主及

断候条、如跡々、町役者被申付尤候。恐々謹言

卯七月廿八日

長九郎左衛門 『一判』

前田出雲守 『一判』

津田玄蕃頭 『一判』

奥村河内守 『一判』

富永勘解由殿

脇田九兵衛殿

◎『加藩国初遺文』によって掲げ、『国事雜抄』(六六七頁)を

参照した。

〔5〕(承応元年)

来八月十五日、宮腰寺中就祭礼、如例年神事能執行仕度由、両神主及断候条、跡々之通、町役者被申付尤候。恐々謹言

辰七月廿八日

前田出雲守 『一判』

長九郎左衛門 『一判』

小松 津田玄蕃

越中 小幡宮内

京都 奥村河内守

小松 本多安房守

富永勘解由殿

脇田九兵衛殿

◎『加藩国初遺文』によって掲げ、『国事雜抄』(六六七頁)を参照した。

〔6〕(承応二年)

進上

刺鱈 十刺

梅干 一壺

右、銀座彦四郎、飛脚を以上申候。以上

御印

閏六月四日

脇田九兵衛 『判』
富永勘解由左衛門 『判』

〔7〕(承応二年)

大橋又兵衛殿
九里覚右衛門殿
岡嶋兵庫殿

中納言様為可奉御機嫌規、其御地銀座彦四郎方々、以飛脚御着指上候。令披露候処、町人など遠路飛脚上候義、きとく成義被為思召、能帳付置可申旨、御意御座候。則御印被下候条、忝奉存、可致頂戴之旨、可被仰渡候、首尾残所も無御座候。各御状も入御披見申候。恐惶謹言

閏六月十五日

岡嶋兵庫 『一判』

九里覚右衛門「一判」
大橋又兵衛「一判」

脇田九兵衛様

富永勘解由左衛門様
御報

◎右二通は「加藩国初遺文」によって掲げた。平次の註記は左の通りである。

右、金沢家柄町人、金屋彦四郎所蔵

藤田安勝筆記云、惣而御在國ノ時分ハ、御国之侍中江戸ニ被成御座候内ハ江戸ニ相詰、罷在候侍中々折々時節之物、又ハ軽き魚鳥等を指上、江戸御往来之時分ハ御道中へ差上候。惣而献上物ハ、目録を添差上申ニ、御覽被遊候驗ニ、その目録ニ御印被成下候。大形、御自身被遊候。又古市孫三郎ニ被仰付事も御座候。右献上物ハ、御近習之者共、又ハ御次廻江罷出、御用相勤候者へも、被下候。云々。
なお、「国事雑抄」(六一三頁)を参照した。

〔8〕(年未詳)

今度、銀座彦四郎、狛船役并町役御免許之御墨付拜領仕、為御礼以名代、輕二百節上之候。御折紙之写、彦四郎書付、各御添状之趣、犬千代様立御耳候処、相心得可被申聞旨御意候。弥御機嫌能候間、可御心安候、恐々謹言

九月廿七日

今 枝 民 部「判」

脇田九兵衛殿
富永勘解由左衛門殿

青山将監「判」

◎「加藩国初遺文」によって掲げた(平次は「原書金沢家柄町人金屋彦四郎所蔵」と註記)。なお「国事雑抄」(五九九頁)参照。年未詳だがしばらくここに置く。

〔9〕(承応二年)

當月十五日、宮腰寺中就祭礼、如例年神事能執行仕度由、両神主及断候条、跡々通、町役者被申付尤候。恐々謹言

巳八月四日

長九郎左衛門「一判」
津田玄蕃「一判」
奥村因幡守「一判」
小幡宮内「一判」
横山左衛門尉「一判」
本多安房守「一判」

富永勘解由殿
脇田九兵衛殿

◎「加藩国初遺文」によって掲げ、「国事雑抄」(六六七頁)を参照した。

[10] (承応二年)

銀座八左衛門替り人之義、被致吟味書付被指越、則入御披見候處、紙屋武兵衛、可被仰付候旨御意候条、被得其意可被申渡候、恐々謹言

十月八日

奥村因幡【判】
津田玄蕃【判】
前田对馬【判】
長九郎左衛門【判】

富永勘解由左衛門殿
脇田九兵衛殿

[11] (承応二年)

金澤町銀座、紙屋武兵衛ニ被仰付候付而、為御礼當地罷越、鯉魚百節指上申ニ付、各御書付并御状、一昨十日到来、致拜見候。則御書付入御披見、夜前御前へ被召出、御禮申上候。いさい武兵衛可申上候。将又、八百屋三右衛門銀子、昨日不残指上申候。猶一兩日中、從是可得貴意候。恐惶謹言

十月十二日

浅野藤左衛門【一判】
神戸藏人【一判】

富永勘解由左衛門殿
脇田九兵衛殿

[12] (承応二年)

今度、金澤町銀座、紙屋夫兵衛ニ申付候。為禮有到来、悦入由可申聞候。謹言

犬千代

十二月十一日

脇田九兵衛殿
富永勘解由左衛門殿

◎右三通は「加藤国初遺文」によつて掲げた(平次は「皆承応二年ノ書簡也」と註記)。なお「国事雑抄」(六一二頁)参照。

[13] (承応三年)

「以下四枚可寫」〔付箋〕

定

- 一、少分之賣買之儀ハ、御分國一統、銭つかひに可仕事
- 一、銀子之義者、今迄之ことく、極印銀・取込銀とも、とりやり可仕事
- 一、銭近日、上方々御取寄、問屋可被仰付事
- 右、被仰出者也

承応三年八月十六日

富永勘解由左衛門【判】
脇田九兵衛【判】

町年寄十人
本町肝煎中

◎『加藩国初遺文』によって掲げた。なお『国事雜抄』（五三

四頁）、『加藩貨幣録』（九四頁）にも載録されるが、後者

は「定」を「寛」につくる。『遺文』の平次註記は左の通り。

右、加藩貨幣録載之

藤田安勝筆記云。承應年中之始迄ハ、御領國中錢遣無之、白銀を細ニ切置遣ひ申候。又ハ、米を小升ニテ斗候て、賣物等買整、日用を達申候。承応三年之頃、御領國中も錢遣ニ被仰付候。其時分、中村久越申上候ハ、萬買物整候ニハ結構成義と申上候処、世間錢遣ニ成候故、此方之國中も其通ニ不申付候ヘハ、用事整不申候。然共、買物自由ニ成候て、おのつから末々まで整安ク候ニ付、後々に至り候て、輕き下々まで勝手の為ニハ見て置候ヘ、宜しかるましく候。久越か鼻ノ先之能事迄を申候よし、御意被遊候

按ニ、右上文ニ載タル承應三年八月十六日、町奉行富永・脇田両氏ノ達書ニ、錢近日上方々御取寄被成、問屋可被仰付云々。元禄七年金屋文仁ノ言上書ニ、御分國中錢遣ニ可仕旨被仰付、錢座才許仕、錢遣ニ罷成。同人由緒書ニハ承應三年八月々、錢座相勤、錢遣ニ相成ト載タリ。然ルヲ、享保六年ノ改作方旧例ニ、承應三年十月ヨリ御國一統ニ錢相場相究ル。但一統錢遣ハ、正保元年々初ルトアルハ誤也。三壺記ニ、寛永十三年、寛永新錢鑄造之事ヲ記載シテ、北國筋ニテハ、曾て錢を見知らすトアルニテモ知ルヘシ

〔14〕（承応三年）

寛

- 一、銀子一匁より下之分、三ヶ国一統に錢遣に可仕事
 - 一、一匁より上者、極印銀・取込銀兩様共に遣可申事
 - 一、錢近日上方より御取寄被成、問屋可被仰付事
- 右、被仰出者也

承応三年八月十六日

富永勘解由左衛門判
脇田九兵衛判

町年寄十人

本町肝煎中

◎『国事雜抄』（二二頁）ならびに『加賀藩貨幣録』（九四頁）に

よって掲げた。なお、後者には次の註記がある。

按ふに、右は金沢町奉行より金沢町年寄等への達書なりしかど、初二条僅かの異文にて両通なるは、奈何なる所以なるか詳かならず。故に今両通並び載せたり。但し此の寛書は町年寄等への心得の為達したる寛書ならんか（後略）

〔15〕（明暦元年）

来八月十五日、宮腰寺中就祭礼、如例年、神事能執行仕度旨、両神主及断由、寺社御奉行葛巻藏人・茨木右衛門被申候条、如跡々、町役者被申付尤候。恐々謹言

未七月廿二日

脇田九兵衛殿

津田玄蕃『判』

脇田九兵衛殿

奥村因幡『判』

◎大野湊神社所蔵文書。金沢市立図書館蔵のマイクロフィルム

横山左衛門『判』

によって示した。年次不明だが、しばらくここに置く。

長九郎左衛門『判』

小幡宮内『判』

〔17〕（明暦二年）

脇田九兵衛殿

富永勘解由左衛門殿

請取銀子之事

一、老貫七匁者 朱封銀 平野屋半助分

一、老貫七匁者 同 銀 越前屋喜兵衛分

代米六拾三石三斗三升三合三夕

但、今年老石ニ付三拾老匁八分宛

右、寶圓寺祠堂米代銀、平野屋半助・越前屋喜兵衛指上銀、津田

玄蕃殿・奥村因幡殿・前田対馬殿々各江申来任紙面、請取置処如

件

明暦貳年六月十一日

葛巻藏人

茨木右衛門『印判』

脇田九兵衛殿

富永勘解由左衛門殿

寶圓寺祠堂米代銀、葛巻藏人・茨木右衛門請取手形之趣、無相違候。

以上

脇田九兵衛『判印』

〔16〕（年不明）

来八月十五日、寺中祭礼付、神事能被執行度之旨、両神主相断候之由、寺社御奉行葛巻隼人・森権太夫・山森吉兵衛被申候間、如跡々町役者可被申付候。恐々謹言

七月十日

奥村因幡（花押）

津田玄蕃（花押）

小幡宮内（花押）

御合 横山左衛門

煩 長九郎左衛門

湯治 本多安房

富永勘解由殿

富永勘解由左衛門『判印』

平野屋半助殿

越前屋喜兵衛殿

山城守物語

〔本文省略〕

卯月五日

脇田九兵衛殿

沢田忠右衛門

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次の註記左の如し)。

宝圓寺下祠堂米代銀、貸付方及銀高、此帳冊ニテ知ルヘシ。

右下祠堂ハ、所謂大坂両度合戦討死ノ人々ノ祠堂ナリ

『国事雑抄』(二五頁)を参照した。

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次の註記左の如し)。

松雲公親筆奥書云

此書、往昔、依家君陽廣公之仰、澤田忠右衛門尉、尋聞横

山山城守而書記之。就脇田九兵衛尉、所進呈之者也。下畧

平次按ニ、右横山城州、尋聞セシメラレタルモ、寛永系圖傳

撰定ノ時ニテ、恐クハ寛永十八年ナランカ。湯浅元禎ノ常山

紀談云、横山山城守長知ハ、織田家豊臣家ノ事能ク覚ヘ居タ

ルニヨリ、小瀬甫庵、毎夜伽シテ、長知ノ常談ヲ聞取テ、信

長記・太閤記二部ノ書ヲ著シ、世上ハ流布セシムト。但シ長

知ハ大功ノ人ニテ、人ノ勇武ヲサノミ目ニ懸ス、大方ノ事ハ

称美モセス、只武士ノ有ヘキ事ト心得タリ。故ニ甫庵ニ語り

ケル事、遺漏多シト云ヘリ

〔18〕 (明曆三年)

如例年、朔日二日、長谷観音院^{ニテ}為祭禮能被仰付候条、如跡々町役者共、罷出候様ニ可被申渡候。恐々謹言

酉二月十二日

横山左衛門

『判』

長九郎左衛門

『判』

『不連』

脇田九兵衛殿

富永勘解由殿

◎『加藩国初遺文』によって掲げた。

〔6〕 その他

〔1〕 (寛永十八年カ)

慶安二

中納言様江當年頭御禮之次第

一番、来十一日罷越、十二日之御礼

前田三左衛門殿

横山左衛門殿

村井兵部殿	大音主馬殿
奥村因幡殿	成瀬内蔵助殿
岡嶋一郎兵衛殿	中川一郎右衛門殿
横山右近殿	松平玄蕃殿
不破彦三殿	加藤圖書殿
横山主膳殿	奥村又十郎殿
横山雅楽助殿	成瀬市正殿
葛巻蔵人殿	篠嶋豊前殿
堀与左衛門殿	西尾隼人殿
宮木采女殿	津田源右衛門殿
篠原監物殿	森川勘解由殿
多賀左近殿	奥村玄蕃殿
奥村三郎兵衛殿	奥村河内守殿
岡田次大夫殿	浅加左京殿
菊池大学殿	山森吉兵衛殿
茨木刑部殿	脇田九兵衛殿
半田次兵へ殿	寺西三郎右衛門殿
岡嶋五兵へ殿	吉田忠左衛門殿
熊谷久右衛門殿	葛巻内蔵助殿
富田内蔵允殿	本保大内蔵殿
中村安右衛門殿	不破源六殿

正月三日

年寄中

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次の註記左の如し)。

右、慶安二年留記載之

微妙公、於小松城、年頭御祝詞申上ル次第也。(中略)

右ハ、小松附諸士ノ御礼ナルカ

〔3〕 (明暦元年)

追啓 御発句など可有之候。被仰聞候ば可忝候。直賢湯治之間の発句承候。朝夕其御地之事のみ存出候。以上

便宜候間、申達候。先以其地御安全之段承、珍重に令存候。我等儀無事に在京仕候。京都も殊之外寒氣にて御座候。越白根も雪の時分にて可有之と、去年黄門様御介抱之御芳情も存出候。節々御会も候様に承候。於京都は日夜隙無之候付、連歌も中絶仕候。昌程発句等之興行之下書進上申候。御披見可被遊候。委細重て可申達候。穴賢

十一月二十五日

遊行上人 他阿

津田玄蕃殿 人々御中

◎『国事雜抄』(三三九頁)によって示した。

〔4〕 (明暦三年)

賦何田連歌

千代の秋神や告げん松の聲

天満月のすめる瑞籬

水清き御池に浮ぶ霧晴て

利常

綱利

利次

砌に羽吹鶴あまたなり
 ひかり指真砂の上や廣からん
 そそきし雪の朝け静けし
 雨の後軒端の竹の風過て
 釣簾巻上る袖の涼しさ
 見るくも影あらハなり飛□
 流の末になひく草く
 岸傳ひさして小船や下すらん
 住一村や近き川つら
 くらかりし山のあわひも明離
 峯より嶺の雪や消なん
 さたかなる松ハ嵐の宿りにて
 淋しさや只室の戸の暮

利治
 惣代
 能順
 孝治
 直賢
 清元
 方勝
 賞山
 重政
 重俊
 重幸
 能賀
 執筆

◎『加藩国初遺文』によって掲げた(平次の註記左の如し)。

右ハ明曆三年八月廿五日、懸橋天神始テ月次の連歌興行ノ
 時也。菅家見聞集載之、付札云、利常卿今年三月廿一日、
 小松御発駕、明年九月御帰國也。御句匠江戸ヨリ到来ナル
 ヘシ

(5) (万治元年)

追啓 歳暮彼是に付、中納言様御事被思召出候はんと存候。
 御追悼之御発句なども可有之候。承度候。此方にては替儀も

無之候。朝暮不存忘候。御縁次第に於江戸得御意候にて可有
 之候。脇田九兵衛殿切々御相手にも被参候にて有べく候。以
 上

便宜候間、一筆申宣候。貴公弥御無事に被成御座候哉。承度候。我
 等事無恙在京申候。中納言様御事千度万度存出候迄に御座候。御心
 底察入候。今程は風雅之事も御心に入申間敷と令察候。松坂・板津
 両檢校も御噂申候。来春は是非く下向仕候て、黄門様へ懸御目候
 様にと存候無甲斐儀に罷成候。拙僧も来年は早々藤沢へ入寺申候。
 江戸御在府之刻は可得御意候。江戸にて三浦宗真之御咄被成候かし。
 是は別て我等と由緒有之人にて御座候。得御意、品々具に被申越候。
 委申入度存候へ共、急便候間早々如此に御座候。穴賢

壬十二月十七日

津田玄蕃殿 人々御中

遊行上人 他阿

◎『国事雜抄』(二三九頁)によって示した。

三、如鉄関係記録

【1】侍帳

〔1〕慶長十年富山侍帳

慶長十年利長様富山江被召連候人々

(中略)

●詰小将衆

- 一、六百石 宮井太郎右衛門 一、六百石 市川長左衛門
 - 一、貳百三十拾石 脇田九兵衛 一、四百石 松原内匠助
 - 一、三百石 河合勘右衛門 一、三百石 佐竹将監
 - 一、百六拾貳石八斗 高崎安甫
- 知行高貳千五百九拾貳石八斗
人数七人

◎『加賀藩初期の侍帳』(加賀能登郷土図書叢刊)によって示した。

〔2〕寛永四年侍帳

●御算用衆

- 一、千三百石 宮崎蔵人 一、四百石 鈴木権助
- 一、三百石 井内清兵衛 一、貳百五拾石 加藤長右衛門

- 一、貳百三十拾石 葛野藤太夫 一、貳百石 寺西李兵衛
- 一、百石 村山彌五右衛門 一、百石 戸田半平
- 一、百石 坂井小平太 一、六拾石 河村少兵衛

残金奉行

残金奉行

- 一、四百三十拾石 脇田九兵衛 一、貳百石 森口六右衛門

残金奉行

御作事奉行

- 一、貳百石 松原少左衛門 一、百八拾石 松江次郎兵衛

御作事奉行

御作事奉行

- 一、貳百石 辻 助左衛門 一、貳百石 牧 甚左衛門

御作事奉行

御作事奉行

- 一、百石 橋本加右衛門 一、百石 吉田縫殿

宮腰御材木奉行

宮腰御材木奉行

- 一、五拾石 石黒九兵衛 一、三拾石 萩原彦兵衛

◎『加賀藩初期の侍帳』(加賀能登郷土図書叢刊)によって示した。

〔3〕元和之侍帳

●鐵 炮 頭

(五郎左衛門卜替)

本多組

- 一、貳千五百石 長瀬主計 一、千四百石 渡部八右衛門

長組

河内組

- 一、貳千石 村山豊前 一、貳千四百三十拾石 野村左馬助

村井組

- 一、千七百石 浅野五郎左衛門 一、八百石 佐藤久右衛門

長組

本多組

村井組

本多組

一、千五百石 岡田治太夫

一、貳千石 安藤長左衛門

一、千石 生駒監物

一、千五百石 茨木小刑部

一、千石 野村小右衛門

一、千石 伊藤外記

一、千石 河原兵庫

一、四百石 浅加左京

一、千三百石 井上勘左衛門

一、千貳百石 藤田八郎兵衛

一、千石 西村右馬助

一、三百石 熊谷右衛門

一、千四百石 石川虎之助

一、千五百石 富永勘解由

一、千石 熊谷勘解由

一、貳百石 菊田逸角

一、千貳百石 奥村五兵衛

一、千八百石(御野) 本庄主馬

一、貳百石 萩野市十郎

一、貳百石 湯原三左衛門

一、五百石 長田市兵衛

一、千五百石 杉江兵助

一、百五十拾石 渡部左兵衛

一、貳百石 大橋兵部

一、貳千石 篠嶋豊前

一、千石 別所勘右衛門

一、三百石 野々村清三郎

一、貳百石 磯野主計

一、千貳百石 高畠木工

一、五百石 松田次郎兵衛

一、五百石 津川兵部

一、貳百石 沖野主馬

一、千石 石黒角左衛門

一、千石 鈴木孫左衛門

一、百五十拾石 鈴木大藏

一、三百石 今井左馬助

一、貳千石 澤市郎左衛門

一、千石 脇田九兵衛

一、貳百石 寺西内匠

一、三百石 上木鹿之助

一、九百石 寺西三郎右衛門

一、貳千石 阿部甚右衛門

一、貳百石 津田監物

一、貳百石 栗田権兵衛

人数合貳拾八人

知行合三萬九千九百三拾石

(中略)

●小性分

(百端)

五千石加祿

三百石加祿

百五十拾石

部奉行

一、貳千五百石 小幡宮内

一、八百五十拾石 伴 八矢

一、三百石 井上左近

一、六百石 市川長左衛門

一、千四百五十拾石 浅野将監

一、八百五十拾石 葛巻隼人

一、三百石 丹羽権兵衛

一、五百石 長谷川大學

一、千五百石 伊藤内膳

一、七百石 渡辺長五郎

一、三百石 木村茂兵衛

一、五百石 横地忠左衛門

一、千四百石 大橋四郎右衛門

一、七百石 有賀主膳

一、七百石 玉井掃部

一、四百五十拾石 山崎次郎兵衛

一、千五百石 斎藤中務

一、六百石 津田長吉

一、六百石 鴨野外記

一、五百石 豊嶋新九郎

一、千五百石 斎藤中務

一、六百石 津田長吉

一、六百石 関 右衛門

一、五百石 川勝木工

一、千五百石 斎藤中務

一、六百石 津田長吉

一、六百石 関 右衛門

一、五百石 川勝木工

一、六百石	吉田逸角	一、五百石	小塚半右衛門	一、三百石	北村八兵衛	一、貳百石	野村弥三郎
四百石加祿					土肥庄兵衛	一、貳百石	今村平八
一、五百石	寺西主馬丞	一、四百三拾石	中村嶋之丞	一、貳百七拾石	大窪九兵衛	一、貳百石	小塚源太左衛門
(金左衛門卜替)				一、貳百五拾石	窪田九郎兵衛	一、貳百石	安井半左衛門
一、四百石	上木平兵衛	一、四百五拾石	寺嶋牛助	一、貳百五拾石	遠田勘右衛門	一、千三百石	千貳百石加祿
一、四百石	日夏三左衛門	一、四百石	大窪覺兵衛	一、貳百五拾石	佐分利喜左衛門	一、千三百石	千石加祿
四百石加祿				一、貳百石	大橋左門	一、千石	西尾隼人
一、四百石	氏家久兵衛	一、四百石	久世平左衛門	一、貳百石	廣瀬彦進	一、千石	津田外記
(加右衛門卜替)				一百石加祿	木村藤兵衛	一、四百石	坂田源兵衛
一、四百石	本保十太夫	一、四百石	櫻井丹助	一、貳百石	佐久間掃部	一、七百石	(藤右衛門卜替)
一、五百石	本保大蔵	一、四百石	瀧 左源太	一、貳百石	不破忠左衛門	一、貳百石	上村八左衛門
一、四百石	斎藤市左衛門	一、四百石	脇羽九兵衛	一、貳百石	原 瀬兵衛	一、貳百石	栗田久兵衛
一、四百石	堀 勘兵衛	一、四百石	藤懸又太夫	一、貳百石	鱧 次郎兵衛	一、貳百石	松原小右衛門
三百石加祿				一、貳百石	中村三左衛門	一、貳百石	吉田五郎兵衛
一、四百石	久田儀左衛門	一、四百石	福田八右衛門	一、百五拾石	杉本次郎左衛門	一、三百八拾石	宮崎助太夫
一、四百石	青木助丞	一、三百石	佐藤兵部	一、百五拾石	宇野左衛門	一、百石	大窪助進
一、四百石	佐藤帶刀	一、三百石	小嶋八兵衛	一、貳百五拾石	浅野四郎兵衛	一、百石	多田五郎兵衛
一、三百五拾石	江守覚左衛門	一、三百石	千福縫殿	一、貳百石	吉田平助	一、貳百石	菊田源左衛門
一、三百石	岡 左衛門	一、三百石	大塚帶刀	一、貳百石	副田権左衛門	一、五百石	片山彦右衛門
三百石加祿				三百石加祿			
一、三百石	栗田四郎左衛門	一、三百石	渡部彌次右衛門	一、百五拾石	吉田平助	一、貳百石	片山主馬助
一、三百五拾石	平田三郎左衛門	一、三百石	原 與三右衛門	一、貳百五拾石	副田権左衛門	一、五百石	
六百石加祿				三百石加祿			
一、三百五拾石	近藤九郎右衛門	一、三百石	野々村勘左衛門	一、貳百石	浅野四郎兵衛	一、百石	
百石清庵跡目				一、百五拾石	吉田平助	一、貳百石	
一、三百五拾石	神戶治太夫	一、三百石	小林六左衛門	一、百五拾石	副田権左衛門	一、五百石	
一、三百石	入江長兵衛	一、三百石	前田右衛門				

一、貳百石 副田主計 一、四百石 千秋太郎左衛門

千石加祿

一、六百石 杉原内匠 一、三百石 瀧 太左衛門

一、三百石 板津左兵衛 一、三百五拾石 中村安右衛門

一、三百石 河合數馬 一、百五拾石 瀧川掃部

貳百石加祿

一、三百石 加古左太夫 一、三百三拾石 山田大学

百石加祿

一、三百石 平塚善甫 一、貳百石 井野左衛門

一、三百石 池田松齋 一、貳百石 岸 主計

一、百石 高橋善九郎 一、千石 九里寛右衛門

三百石加祿

一、百石 堀 左太夫 一、四百石 渡部吉左衛門

一、貳百石 村井左近 一、五百三拾石 荒木六兵衛

一、百石 北川伊織 一、四百三拾石 大石木工

一、四百五拾石 伴 無理兵衛 一、五百石 安宅左近

一、貳百石 稲野五兵衛 一、貳百石 中村九八郎

一、貳百石 稲野又兵衛 一、三百石 斎藤長三郎

一、千五百石 安彦左馬丞 一、八百石 松平又右衛門

一、千七百石 丹羽織部 一、四百石 佐久間猪兵衛

一、三百石 近藤治右衛門 一、百石 吉川十兵衛

一、百石 杉森五兵衛 一、三百石 古屋小源太

一、三百石 松平隼人 一、 奥山平八

一、貳百石 神戸八兵衛 一、 津田権助

一、 生駒助十郎

人数合百六拾七人

知行合七萬千六百七拾石

◎『加賀藩初期の侍帳』（加賀能登郷土図書叢刊）によって示した。脇田九兵衛は右に、「鉄砲頭・千石」と見える。しかし、この石高・役付は寛永の加増以後のものであり、異本のうちには、九兵衛を載せないものもある。また右の「小性分」には「四百石 脇羽九兵衛」とあるが、異本にはこれを「脇田」と記すものがある。元和年間の侍帳には異本多く、内容の慎重な検討が必要とされよう。ここでは参考のため、次項以下に幾つかの異本を選び、「鉄砲頭」および「小将分」の箇所を掲げた。

〔4〕先代侍帳

鉄 砲 頭

新算用場ニ衆

一、貳千五百石 長瀬主計 一、貳千石 村山豊前守

御馬廻ニ成 子

一、千七百石 浅野五郎左衛門 一、千五百石 岡田次太夫

一、千石 野村小右衛門 一、千三百石 井上勘左衛門

一、八百石 佐藤久右衛門 一、千四百石 石川虎助

四千五百石ニ成

一、貳千四百卅石 野村左馬丞 一、貳千石 安藤長左衛門

御馬廻ニ成

一、千百石 伊藤外記 一、千四百石 渡部八右衛門

一、千貳百石 跡分 子 藤田八郎兵衛
一、千五百石 与頭 二成 子 富永勘解由

一、千貳百石 跡別 奥村五兵衛
一、五百石 同 子 長田市兵衛

一、貳千石 篠嶋豊前守
一、千貳百石 高畠木工

一、千石 石黒覚左衛門
一、貳千石 本庄主馬

一、千五百石 千石 二成 子 杉江兵助
一、千石 御普請奉行 二成 別所勘右衛門

一、五百石 松田太郎兵衛
一、千石 鈴木孫左衛門

一、千石 三万三千七百卅石力

一、千五百石 伊藤内膳
一、千四百石 大橋四郎右衛門

一、千五百石 齊藤中務
一、千石 生駒監物

一、千石 河原兵庫
一、千石 千五百 二成 西村右馬助

一、二千石 江戸子 熊谷勘解由
一、八百五十石 神子田九郎二郎

一、千五百石 四千石 二成 伴 八弥
一、二千石 四千石 二成 葛巻隼人

一、七百石 渡部長五郎
一、六百石 馬廻 二 津田長吉

一、千五百石 四千石 二成
式千四百五拾石 二成 茨木小刑部

一、四百石 九百石 二成 浅加左京
一、三百石 熊谷右衛門

一、二百石 菊田逸角
一、同 萩野一十郎

一、百五十石 暇 渡辺左兵衛
一、三百石 暇 野々村清三郎

一、五百石 同 津川兵部
一、三百石 今井右馬助

一、二百石 暇 津田監物
一、五百石 〱本保大蔵

一、二百石 林八十郎
一、二百石 暇 入江山三郎

一、同 湯原三左衛門
一、同 冲野主馬

一、百五十石 鈴木大蔵
一、二百石 栗田権兵衛

一、三百石 上木鹿介
一、百五十石 丹羽権兵衛

一、四百石 宮木内蔵丞
一、七百石 玉井掃部

一、七百石 子 浦上治部
一、六百石 鴨野外記

一、同 使 関忠右衛門
一、同 馬廻 二成 吉田逸角

一、同 郡奉行 市川長左衛門
一、五百石 長谷川大学

一、二百石 幼少 横地忠左衛門
一、五百石 馬廻 市村新丞

一、五百五十石 千石 二成 山本久左衛門
一、四百五十石 羽織 山崎次郎兵衛

一、五百石 馬廻 二成 水嶋新九郎
一、五百石 川勝三右衛門

一、同 九百石 二成 使 寺西主馬丞
一、四百石 上木金左衛門

一、同 日夏三左衛門
一、同 八百石 二成 使 氏家久兵衛

一、同 本保十兵衛
一、五百石 同 大蔵

小性分

一、七千石 壹万五百 二成

一、千五百石

一、千五百石

一、千石

一、二千石

一、千五百石

一、七百石

一、千五百石

一、二千石 小幡宮内
一、二千石 浅野将監

一、千四百石 大橋四郎右衛門
一、千石 生駒監物

一、千石 千五百 二成 西村右馬助

一、八百五十石 神子田九郎二郎

一、二千石 葛巻隼人

一、六百石 馬廻 二 津田長吉

一、四百石 齋藤二郎左衛門
 一、同 中村嶋丞
 一、四百石 大窪角兵衛
 一、四百石 瀧左源太
 一、同 藤懸又太夫
 一、六百石 暇 青木助丞
 一、同 千石二成 使 江馬覺左衛門
 一、三百五十石 平田三郎右衛門
 一、同 神戶次太夫
 一、同 佐藤兵部
 一、同 郡役人 千福縫殿助
 一、同 小 渡瀬弥二右衛門
 一、同 原与三右衛門
 一、同 小林六左衛門
 一、三百石 馬廻 北村八兵衛
 一、二百七十石 大窪九郎兵衛
 一、同 遠田勘右衛門
 一、同 金山 廣瀬彦進
 一、同 千嶋八兵衛
 一、同 今村平八
 一、同 久田儀左衛門
 一、四百五十石 寺嶋牛助
 一、四百石 久世平右衛門
 千石二成 御使番 田
 一、四百石 脇羽九兵衛
 一、同 福田八右衛門
 一、五百石 佐藤帶刀
 一、三百石 栗田四郎左衛門
 馬廻二成
 一、同 近藤九郎左衛門
 一、三百石 入江長兵衛
 一、同 小嶋八兵衛
 一、同 大塚帶刀
 郡役人
 一、同 千福八郎左衛門
 役人子
 一、同 野々村勘左衛門
 一、同 前田右衛門
 一、二百五十石 土肥少兵衛
 道方役人
 一、二百五十石 窪田九郎兵衛
 殘金
 一、二百石 大橋六右衛門
 一、同 役人 木村藤兵衛
 一、同 野村弥三郎
 一、同 小塚源太左衛門

一、二千三百五十石 宮木采女
 三 御小性頭二成
 一、千石 津田外記
 一、七百石 佐々宮内
 馬廻二成
 一、四百石 佐久間掃部
 一、同 原瀬兵衛
 一、百五十石 杉本二郎左衛門
 一、三百石 使 浅野四郎兵衛
 一、二百石 栗田久兵衛
 一、同 吉田五郎兵衛
 一、三百卅石 大窪助進
 一、同 菊田源左衛門
 一、二百石 福田主計
 一、三百石 板津左兵衛
 一、同 物書 加子左太夫
 一、二百石 行山主馬助
 藏役人
 一、四百石 千秋太郎左衛門
 御なんと方役人
 一、三百五十石 中村安右衛門
 一、三百卅石 山田大学
 一、二千三百石 西尾隼人
 公事場役人
 一、四百石 坂田源兵衛
 一、二百石 佐分利喜左衛門
 一、二百石 不破忠右衛門
 左
 一、二百石 中村二郎右衛門
 一、二百五十石 宇野五左衛門
 郡役人
 一、二百八十石 上村八左衛門
 道方役人 波谷数馬
 殘金役人
 一、三百石 松原小左衛門
 一、百石 多田五郎兵衛
 役人子
 一、百五十石 副田権左衛門
 一、千六百石 松原内匠
 一、同 河合数馬
 一、同 哥書 池田李斎
 一、五百石 片岡喜右衛門
 一、三百石 瀧太左衛門
 一、百五十石 瀧川掃部
 一、二百石 井野左衛門

一、百石 堀左太夫 一、二百石 村井左近

一、百石 北川伊折 一、四百五十石 伴無理兵衛

役人

一、二百石 稲野五兵衛 一、同 又兵衛

子

一、千五百石 我孫子左馬丞 一、千七百石 丹羽織部

一、千石 九里覚右衛門 一、四百石 渡部吉左衛門

一、五百卅石 荒木六兵衛 一、四百卅石 大石木工

一、五百石 安達左近 一、二百石 中村九八郎

一、三百石 斎藤長三郎 一、八百石 松平又右衛門

馬廻

一、四百石 佐久間猪兵へ 一、三百五十石 近藤三郎左衛門

一、百石 吉川十兵衛 一、三百石 古屋小源太

七万六千九百七拾石

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『先代侍帳』(16. 30-37)の關係箇所を示した。

〔5〕元和之始金沢侍帳

鉄砲頭

五百

貳千一石 『五郎右衛門ト改』 長瀬主計

千七百石 浅野五郎左衛門

貳千石

千五百石

村山豊前守

岡田治太夫

千石 野村小右衛門 千三百石 井上勘右衛門

八百石 佐藤久右衛門 千四百石 石川虎之助

貳千四百三拾石 野村左馬亮 貳千石 安藤長左衛門

千貳百石 伊藤外記 千四百石 渡辺八右衛門

千貳百石 藤田八郎兵衛 千五百石 富田新左衛門

千貳百石 奥村五兵衛 五百石 長田市兵衛

貳千石 『元和 前田対馬組ニアリ』 笹島豊前守 千貳百石 高島木工

千石 石黒覚左衛門 千八百石 本庄主馬

千五百石 杉江兵助 千石 別所勘右衛門

五百石 松田次郎兵衛 千石 鈴木孫左衛門

貳千石 沢市郎右衛門 五百石 松田三郎兵衛

九百石 寺西三郎右衛門 千石 脇田九兵衛

貳千石 安部甚右衛門

『九拾人』廿九人

(中略)

小性分 丹羽織部 杉江兵助

一万千石 五千石御加増 小幡宮内 千四百五拾石 浅野将監

千五百石 伊藤内膳 千四百石 大橋四郎右衛門

千五百石 斎藤中務 千石 生駒将監

千石 河原兵庫 千石 西村右馬之助

三百石御加増

三百石御加増	八百五拾石	伴 八矢	千石	熊谷勘解由	四百五拾石	山崎次郎兵衛	五百石	豊島新九郎
	八百五拾石	葛巻蔵人	七百石	渡辺長五郎	五百石	河勝三右衛門	同	小塚半右衛門
	七百石	有賀主膳	六百石	津田長吉	同	御馬廻 四百石力	同	上木金左衛門
式百五拾石御加増	千五百石	茨木小刑部	七百石	浅香左京	四百石	日夏三左衛門	同	氏家久兵衛
	三百石	熊谷右衛門	式百石	菊田逸角	同	千式百石御加増 加右衛門	同	本保大蔵
	式百石	萩野市十郎	百五拾石	渡辺左兵衛	四百石	齋藤市左衛門	四百石	堀 勘兵衛
	式百石	野々村清三郎	五百石	津川兵部	同	久田義左衛門	四百三拾石	中 島 丞
	三百石	今井左馬之助	式百石	津田監物	同	寺島牛之助	四百石	大窪角兵衛
	五百石	本保大蔵	式百石	林 八十郎	四百五拾石	久世平右衛門	同	桜井丹助
	式百石	入江山三郎	同	湯原三左衛門	四百石	瀧 左源太	同	脇田九兵衛
	式百石	大橋兵部	同	御暇 礪野主計	同	御馬廻 藤懸又太夫	同	福田八右衛門
	同	仲野主馬	百五拾石	鈴木大蔵	同	青木助丞	同	佐藤帯刀
	式百石	寺西内匠	式百石	栗田権三郎	同	江守鹿之助	同	岡 左門
	三百石	上木鹿之助	百五拾石	古屋忠右衛門	三百五拾石	同	三百石	同
	百五拾石	黒坂主計	七百石	神田九十次郎	三百石	三百石御加増 御馬廻	同	平田三郎左衛門
	三百石	井上左近	百五拾石	丹羽権兵衛	同	五百石御加増 式千敏	同	百石濟庵ノ疎目ニ被下
	三百石	村武兵衛	七百石	高田傳右衛門	同	近藤九郎左衛門	同	神戶源太夫
	七百石	玉井掃部	同	浦上治部	同	入江長兵衛	同	式百五十五石御加増
	六百石	鴨野外記	六百石	関 忠右衛門	同	北島八兵衛	同	佐藤兵部
	同	吉田逸角	同	市川長左衛門	同	大塚帯刀	同	千福八郎左衛門
	五百石	長谷川大学	五百石	田忠左衛門	同	渡瀬八郎左衛門	同	原 与三左衛門
	同	市村新丞	五百五拾石	山本久左衛門	同	野々村勘左衛門	同	小林六左衛門

(中略)

下学老読ノ内、寛永四年ノ士帳ヲ見シニ、今ノ七手組ノ様ナル者、六手有。其頭八二人也

一番 本多安房守 神谷信濃守

頭組共八人 〱知行合八万六千三十七石也

二番 横山山城守 富田越後守

頭組共十四人 知行合八万二千四百

三番 奥村河内守 成瀬内蔵助

頭組共二十二人 知行高八万

四番 村井飛驒守 山崎長門

頭組共十五人 知行合八万四千百石

五番 長九郎左衛門 富田下総

頭組共十老人 知行合七万三千三十石

六番 前田左兵衛 岡島備中

頭組共十七人 知行高七万六千四百石

是也。此六組ノ組衆ハ皆、高知面々ニテ、尤今人持中之先祖多し。但此組之内、御先手鉄炮頭も二三人、又ハ四五人も交る。然共此士帳ニ人持組トハなし。但、予カ先祖ニ代越後ハ、寛永八年十一月廿三日、微妙公々被下御書ニ、其方組人持トあれハ、是高明也。万治・寛延、此末虫入候へは、此前ニも所々虫入候へは、下学老読等ニ而引合、直し可置也。子々孫々へ秀一申おくる所也

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『元和之始金沢侍帳』(16.30)

33)の、関係箇所を示した。

[6] 元和之始頃侍帳

鉄 炮 頭

五郎右衛門ニ替ル

一、貳千五百石

長瀬主計

一、貳千石

〱村山豊前守

一、千七百石

浅野五郎左衛門

一、千五百石

岡田次大夫

一、千石

野村小右衛門

一、千三百石

井上勘左衛門

一、八百石

佐藤久右衛門

一、四百石

石川虎助

一、貳千四百卅石

野村左馬丞

一、貳千石

安藤長左衛門

一、千石

伊藤外記

一、千四百石

渡部八右衛門

一、千貳百石

藤田八郎兵衛

一、千五百石

富永勘解由

一、千貳百石

奥村五兵衛

一、五百石

長田市兵衛

一、貳千石

篠嶋豊前守

一、千貳百石

高島木工

一、千石

石黒角左衛門

一、千八百石

御殿 本庄主馬

一、千五百石

杉江兵助

一、千石

別所勘右衛門

一、五百石

松田二郎兵衛

一、千石

鈴木孫左衛門

一、貳千石

沢市郎右衛門

一、九百石

寺西三郎右衛門

一、千石

脇田九兵衛

一、貳千石

安部基右衛門

一、千石

此七人與本ニナシ

一、九百石

安部基右衛門

一、千石 但、獸人カ
「●」皆川新右衛門 一、貳千石「●」黒谷法然左衛門

一、千石 但、化物カ
「●」大森彦七

(中略)

小性分 「丹羽織部
杉江兵助

イニ頭カ如此有

一、貳千五百石 五千石加増
五ヲ一五十四 小幡宮内

一、千四百五拾石 浅野将監 一、千五百石 伊藤内膳

一、「四」大橋四郎右衛門 一、千五百石 齊藤中書

一、千石 生駒監物 一、千石 河原兵庫

一、千石 西村右馬助 一、千石 熊谷勘解由

一、八百五拾石 伴 八弥 一、八百五拾石 葛巻隼人

一、七拾石 渡辺長五郎 一、七拾石 有加主膳

一、六百石 津田長吉 一、四百五拾石 「貳百五十石加増」
茨木小刑部

一、四百石 御馬廻 浅加左京 一、三百石 熊谷右衛門

一、貳百石 菊田逸角 一、貳百石 萩野市十郎

一、百五拾石 渡部左兵衛 一、三百石 野々村清三郎

一、五百石 津川兵部 一、三百石 「左イ」
今井右馬助

一、貳百石 津田監物 一、五百石 〇本保大蔵

一、貳百石 林八十郎 一、貳百石 入江山三良

一、貳百石 湯原三左衛門 一、貳百石 「イニナシ」
番 大橋兵部

一、貳百石 同 「磯イ」 一、貳百石 仲野主馬

一、百五拾石 浅野主計 一、貳百石 寺西内匠

一、貳百石 栗田権兵衛 一、三百石 上木鹿助

一、百五拾石 番 古屋忠右衛門 一、百五拾石 黒坂主計

一、七百石 神子田九郎二良 一、三百石 井上左近

一、百五拾石 丹羽権兵衛 一、三百石 木村武兵衛

一、七百石 富田傳右衛門 一、七百石 玉井掃部

一、七百石 浦上治部 一、六百石 鴨野外記

一、六百石 関忠右衛門 一、六百石 馬廻ニナル
吉田逸角

一、六百石 郡奉行 市川長左衛門 一、五百石 長谷川大学

一、五百石 「●イニナシ」 横地忠左衛門 一、イ五百石 「横地番通カ」
イ田忠左衛門

一、五百石 市村新丞 一、五百五拾石 「左イ」
山本久右衛門

一、四百五拾石 「子ニ被下」 山崎次郎兵衛 一、五百石 水嶋新九郎

一、五百石 「三右衛門イ」 川勝木工 一、五百石 小塚半右衛門

一、五百石 四百石加増 御馬廻 寺西主馬丞 一、四百石 金左衛門と替ル
上木平兵衛

一、四百石 日夏三左衛門 一、四百石 氏家久兵衛

一、四百石 千二百石加増 加右衛門 本保十太夫 「衍文カ」
本保大蔵

一、四百石	齋藤市左衛門	一、四百石	堀勘兵衛	一、貳百石	野村弥三良	一、貳百石	今村平八
一、四百石	久田儀左衛門	一、四百石	中村嶋之丞	一、貳百石	小塚源太左衛門	一、貳百石	安井半左衛門
一、四百五拾石	寺嶋牛助	一、四百石	大窪角兵衛	一、千三百五拾石	宮木采女	一、千石	西尾隼人
一、四百石	久世平右衛門	一、四百石	桜井丹助	一、千石	津田外記	一、四百石	坂田源兵衛
一、四百石	瀧左源太	一、四百石	脇羽九兵衛	一、七百石	今藤右衛門 佐々宮内	一、貳百石	佐分利喜左衛門
一、四百石	御馬廻 藤懸又太夫	一、四百石	福田八右衛門	一、四百石	「猪兵衛イ」 佐久間掃部	一、貳百石	不破忠左衛門
一、四百石	青木助丞	一、四百石	佐藤帶刀	一、貳百石	「孫介イ」 原瀬兵衛	一、貳百石	死 鱧二郎兵衛
一、三百五拾石	覚左衛門 江守鹿介	一、三百石	岡左衛門	一、貳百石	中村三左衛門	一、百五拾石	杉本二郎左衛門
一、三百石	六百石加増 栗田四郎左衛門	一、三百五拾石	平田三郎左衛門	一、貳百五拾石	宇野五左衛門	一、貳百石	三百石加増 浅野四郎兵衛
一、三百五拾石	馬廻ニナル「左イ」 近藤九郎右衛門	一、三百五拾石	神戸次太夫	一、貳百八拾石	上村八左衛門	一、貳百石	栗田久兵衛
一、三百石	入江長兵衛	一、三百石	佐藤兵部	一、貳百石	渋谷数馬	一、貳百石	松原小左衛門
一、三百石	小嶋八兵衛	一、三百石	千福縫殿	一、貳百石	吉田五郎兵衛	一、貳百石	宮崎助太夫
一、三百石	大塚帶刀	一、三百石	渡瀬弥二右衛門	一、三百三拾石	大窪助之進	一、百石	多田五郎兵衛
一、三百石イ千福八郎左衛門		一、三百石	原与三右衛門	一、百石	菊田源左衛門	一、百五拾石	吉田平助
一、三百石	野村勘左衛門	一、三百石	小林六左衛門	一、百五拾石	副田権左衛門	一、貳百石	福田主計
一、三百石	前田右衛門	一、三百石	北村八兵衛	一、六百石	松原内匠	一、三百石	板津左兵衛
一、貳百五拾石	土肥少兵衛	一、貳百七拾石	大窪九兵衛	一、三百石	川合数馬	一、三百石	加子左太夫
一、貳百五拾石	窪田九郎兵衛	一、貳百五拾石	森田勘右衛門	一、三百石	平塚善甫	一、三百石	池田松兵衛
一、貳百石	大橋左内	一、貳百石	廣瀬彦之進	一、貳百石	行山主馬助	一、五百石	片岡彦右衛門
一、貳百石	木村藤兵衛	一、貳百石	千嶋八兵衛	一、四百石	千秋太左衛門	一、三百石	瀧太左衛門

五百式十七石 脇田右京

(中略)

同(式百石) 脇田半兵衛

(中略)

御小将分

式千五百石 小幡宮内 千四百五十石

イ二千石

千五百石 伊藤内膳 千四百石

千五十石 齊藤中務 千石

同 河原兵庫 同

同 熊谷勘解由 八百五十石 伴 八矢

同 葛巻蔵人 七百石 小夕将 渡辺長五郎

同 有賀主膳 同 茨木小刑部

同 玉井掃部 同 浦上治部

六百石 松原内匠 同 鴨野外記

同 関忠右衛門 同 吉田逸角

同 市川長左衛門 五百石 長谷川大学

同 横地^忠右左衛門 同 市村^新丞

同 川勝木工 同 手嶋新九郎

同 小塚半右衛門 同 寺西主馬丞

同 山本久左衛門 四百五十石 山崎次郎兵衛

四百石 上木牛兵衛 同 日夏三左衛門

同 氏家久兵衛 同 本保十太夫

同 齋藤市左衛門 同 浅賀左京

同 堀勘兵衛 同 久田義左衛門

同 中村蔵人 同 大窪角兵衛

同 久世平右衛門 同 桜井丹介

同 瀧左源太 同 脇田九兵衛

同 藤懸又太夫 同 福田左京

同 青木助丞 同 佐藤帯刀

同 寺嶋牛之助 五百石 本保大蔵

同 津田長吉 三百五十石 江守鹿之助

同 熊谷右衛門 同 岡左衛門

同 栗田四右衛門 七百石 津田監物

同 平田三郎左衛門 同 近藤九郎左衛門

同 神戸治太夫 三百石 入江長兵衛

同 佐藤兵部 同 小嶋八兵衛

同 千福縫殿 同 大塚帯刀

同 渡瀬弥二右衛門 同 千福八郎左衛門

同 原与三右衛門 同 野々村勘左衛門

同 小林六左衛門 同 前田右衛門

同 北村八兵衛 同 土肥庄兵衛

同 窪田九郎兵衛 同 遠田勘右衛門

同 大窪九郎兵衛 同 大橋左内

同 廣瀬彦進 同 木村藤兵衛

同 豊嶋八兵衛 同 野村弥三郎

同 今村平八 同 小塚源太左衛門

同	安井半左衛門	同	不破忠左衛門
同	原 瀬兵衛	同	鱈 次郎兵衛
百五十石	杉本次郎左衛門	同	宇野五左衛門
貳百石	中村三左衛門	同	浅野次太夫
貳百五十石	上村八左衛門	貳百石	栗田久兵衛
同	小々將 富田逸角	百五十石	渡辺太兵衛
貳百石	荻野市十郎	同	松原小左衛門
同	渋谷数馬	同	谷 五郎兵衛
同	宮崎助太夫	三百三十石	大窪助之進
百石	多田五郎兵衛	同	富田源左衛門
百五十石	吉田牛之助	同	副田権左衛門
貳百石	福田主計	三百石 御右筆	平野善左衛門
同	同 板津左兵衛	同	河井数馬
同	賀子左太夫	貳百石	阿部雲左衛門
同	行山主馬	五百石	片岡彦右衛門
四百石	千秋太左衛門	三百石	瀧太左衛門
三百五十石	中村安右衛門	三百三十石	山田大学
貳百石	井野左右衛門	同	岸 主計
百五十石	瀧川掃部	貳百石	村井左近
百石	堀 左太夫	同	高橋善九郎
同	中小將 北川伊織	四百五十石	伴 無理兵衛
貳百五十石	稻野五兵衛	貳百石	稻野又兵衛
百石	古屋五左衛門	千石	九里覚右衛門
四百石	渡辺吉左衛門	貳百石	津田少左衛門

百五十石 内藤傳七 同 内藤源太左衛門
 貳百石 小林少兵衛

(中略)

右之内慶長五年、大正持御陣ニ討死之輩有之。又利長公御隠居以後、被召抱人々も有之候。且又落帳も有之歟。組之内不足も相見候。尤本紙之儘ニ写事「畢」。

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵「慶長延宝加陽分限帳」(16.30-29)によって示した。

[8] 古組帳抜粹

慶安三年「庚寅」二冊

○金沢御小性与人数之帳 寅六月一冊 脇田九兵衛
 廿二日 森 権太夫

私ニ曰。但し知行方無之。名前役付等有之

御小性与人内 都合百四拾六人

帳面ノ奥充所 津田玄蕃頭殿

但、慶安四年ノ帳無之。

一、慶安五年「壬辰」承応卜改元 二冊

「私ニ曰。

慶安二年より有之。付札ニ朱ニテ、イロハ付一二付も有之候所、慶安二年ヲ一イ、三年ヲ二ハ、五年ヲ三ロと有之。然レハ最前ヨリ、四年ハ欠如ト見ヘタリ

○慶安五年
御小姓知行高并歳付之帳
七月廿一日

森 権太夫

脇田九兵衛

千五百石(五拾壹歳)有賀經殿助、百石(四拾三歳)高柳勘左衛門迄、百三拾四人。金子貳枚・拾人扶持(貳拾八歳)水野半之佐。春二百三十五人

千石

外貳百石与頭料

六十九歳

脇田九兵衛

千三百石

外貳百石与頭料

六十七歳

森 権太夫

(中略)

知行高

合四万九千八百八拾五石

内五百石者料知

御小姓数

合百三拾七人

私ニ日、組頭共ノ数也。

右之内、定 御用人

(中略)

一、御公事場横目

(後略)

脇田平之丞
田辺兵右衛門

△御小性人数知行高帳

在郷也 脇田九兵衛 森 権太夫

(中略)

三百石

脇田平丞

(中略)

貳百石

脇田小平

(中略)

千五百石

内貳百石与頭料

森 権太夫

千貳百石

内貳百石与頭料

脇田九兵衛

知行高

合五万八百五石

人数百四拾八人 自分共ニ

金子貳枚
拾人扶持

水野半丞

以上

午十一月十八日

在郷也 脇田九兵衛 判
森 権太夫 判ナシ

御寄合

一、明曆三年『丁酉』

三冊

(中略)

○御扶持方切米給銀帳 一冊

岡島治兵衛 裁許
山森伊左衛門

(中略)

「御小姓頭」 脇田九兵衛

森 権太夫 与

暮渡り

一、判金貳枚

拾人扶持

水野 半丞

○御扶持方切米給銀帳 一冊

(中略)

「金沢町御奉行」 富永勘解由左衛門

「本役御小將頭」 脇田九兵衛 与

一、三人扶持 金沢町年寄之者拾人分

(中略)

切米 百八拾石

扶持方 拾三人扶持

(中略)

右之通、今度遂吟味、相究候。向後指引之義、入念可改旨、被仰出所如件

御印

明曆三年三月十八日

前田 对馬

近藤新左衛門殿

河勝三右衛門殿

山村二郎兵衛殿

「右扶持方御切米帳也」 『式冊』

「御小將頭兼ル」

脇田九兵衛 一冊

富永勘解由左衛門

一、千五百石

外貳百石町奉行料

(中略)

右之通二御座候。以上

知行高歳付八御小姓与帳面ニ記上申候

万治元年閏十二月五日

脇田九兵衛 判

富永勘解由左衛門 判

奥村因幡殿

津田玄蕃殿

前田对馬殿

○金沢町下代兩人町廻御鉄炮之者式拾人町年寄拾人御扶持方御切米御給銀并下代兩人歳付帳 一冊

脇田九兵衛 富永勘解由左衛門

(中略)

右之通二御座候。以上

万治元年閏十二月廿日

脇田九兵衛

富永勘解由左衛門

奥村因幡殿

津田玄蕃殿

前田对馬殿

万治貳年 森 權太夫 一冊
 ○御小性帳 亥六月八日 脇田九兵衛 御番頭 三十一歳

一、八百石 富田内蔵允 一、五百石 長谷川三右衛門、
 御番頭 四十二歳

一、千石 有加縫殿助、一、千石 篠原大学、
 二十歳

一、千石 小堀孫兵衛、一、千石 脇田平丞、
 三十歳

一、九百石 今枝牛之助、一、七百五十拾石 半田左京、
 三十五歳

一、七百石 羽田三右衛門、一、七百石 恒川監物、
 四十三歳

一、七百石 一木逸角、一、七百石 津田五郎兵衛、
 四十一歳

一、七百石 佐久間半右衛門、一、六百五十拾石 浅井八左衛門
 三十七歳

一、六百石 奥村五兵衛、一、六百石 津田源三郎、
 廿七歳

一、六百石 水原清左衛門、一、六百石 一色瀬兵衛、
 四十八歳

一、六百石 團七兵衛 一、六百石 宮井太郎右衛門
 四十五歳

一、六百石 若城小兵衛、一、六百石 佐藤小傳次、
 三十五歳

一、六百石 高島主膳、一、六百石 大窪忠左衛門、
 三十六歳

一、五百五十石 氏家内蔵允、一、五百石 津田孫十郎、
 廿八歳

●私ニ曰。此帳面、
 本紙トテ切レハナレ居
 申ニ付、写置申候

一、五百石 横山主水、一、五百石 篠原頼母、
 廿四歳

一、五百石 服部左源太、一、五百石 小寺甚右衛門、
 五十五歳

一、五百石 今村五郎兵衛、一、五百石 村上助右衛門、
 五十八歳

一、五百石 埴山助右衛門、一、五百石 村善右衛門、
 四十五歳

一、五百石 馬淵加右衛門、一、五百石 井口次兵衛、
 三十四歳

一、五百石 今井李助、一、五百石 古屋孫市、
 五拾四歳

一、五百石 中村新丞、一、五百石 高山勘兵衛、
 三十四歳

一、五百石 遠藤数馬、一、五百石 鶴見勘助、
 六十九歳

一、五百石 戸田与市郎、一、五百石 岡田九八郎、
 三十二歳

一、五百石 柘植数馬、一、五百石 有賀長九郎、
 三十二歳

付札、今度就彼仰付、歳未承候
 一、五百石 岡田助三郎 一、四百五十拾石 吉田逸角、
 三十八歳

一、四百五十拾石 伴 無理兵衛、一、四百五十拾石 菅野兵左衛門、
 四十七歳

一、四百五十拾石 宮部弥三右衛門、一、四百石 古屋加兵衛、
 四十三歳

一、四百石 津田覚兵衛、一、四百石 千秋太郎左衛門、
 六十四歳

一、四百石 五十三歳 小幡彦四郎、一、四百石 三十八歳 橋爪五兵衛、
 一、四百石 五十四歳 脇葉権右衛門、一、四百石 三十二歳 井上久太郎、
 一、四百石 四十二歳 鷹見甚左衛門、一、四百石 五十四歳 由比五郎左衛門、
 一、四百石 三十九歳 佐藤帯刀、一、四百石 四十五歳 多羅尾六兵衛、
 一、四百石 三十二歳 宮崎清左衛門、一、四百石 三十八歳 大島甚兵衛、
 一、四百石 四十五歳 村与右衛門、一、四百石 三十三歳 渡辺所左衛門、
 一、四百石 廿四歳 加藤三四郎、一、四百石 廿三歳 脇田熊之助、
 一、四百石 三十九歳 大場又三郎、一、三百五拾石 付札、今度就被仰付、歳未承候 加須屋八郎右衛門、
 一、三百五拾石 廿六歳 中川八右衛門、一、三百五拾石 四十六歳 平田二郎右衛門、
 一、三百五拾石 五十五歳 井上六右衛門、一、三百五拾石 五十歳 平野源左衛門、
 一、三百五拾石 四十九歳 谷与右衛門、一、三百貳拾石 三十三歳 北村八兵衛、
 一、三百貳拾石 四十八歳 宇野五左衛門、一、三百石 廿七歳 菊池弥八郎、
 付札、今度就被仰付、歳未承候 神尾伊兵衛、一、三百石 三十八歳 菊池惣左衛門、
 一、三百石 五十四歳 野々村勘左衛門、一、三百石 五十三歳 坂倉助太夫、

一、三百石 六十歳 大石斎宮、一、三百石 五十四歳 岸村五郎右衛門、
 一、三百石 四十八歳 板津兵助、一、三百石 五十歳 駒井与兵衛、
 一、三百石 三十五歳 小川孫左衛門、一、三百石 三十五歳 渡辺藤左衛門、
 一、三百石 四拾壹歳 斎藤主馬、一、三百石 三十六歳 平井次郎兵衛、
 一、三百石 五十三歳 後藤季左衛門、一、三百石 三十九歳 兼松小右衛門、
 一、三百石 五十二歳 田辺兵右衛門、一、三百石 廿八歳 小泉勘十郎、
 一、三百石 四十七歳 伊藤宇右衛門、一、三百石 四十二歳 加須屋傳兵衛、
 一、三百石 廿九歳 石川三丞、一、三百石 五十二歳 佐垣九右衛門、
 一、三百石 六十歳 高橋傳右衛門、一、三百石 三十三歳 近藤伊兵衛、
 一、三百石 廿六歳 岡田左内、一、三百石 三十九歳 生駒伊兵衛、
 一、三百石 四十歳 河勝木工、一、三百石 廿九歳 堀勘左衛門、
 一、三百石 三十四歳 永原五郎左衛門、一、三百石 三十二歳 半田権之助、
 一、三百石 三十五歳 宮川安右衛門、一、三百石 廿八歳 近藤志摩、
 一、三百石 三十七歳 北川又右衛門、一、三百石 三十二歳 中村権丞、

一、三百石 廿三歲 大屋權三郎、一、三百石 廿九歲 瀬川五郎兵衛、
 付札、今度就被仰付、歳未承候 五十五歲 庄田市丞、一、三百石 三十歲 安井源兵衛、
 一、三百石 五十七歲 堀田清左衛門、一、三百石 四十五歲 土師与右衛門、
 付札、今度就被仰付、歳未承候 四十四歲 三好左助、一、貳百五十拾石 四十六歲 桜井与兵衛、
 一、貳百五十拾石 四十八歲 久野十兵衛、一、貳百五十拾石 三十八歲 峯 孫左衛門、
 一、貳百五十拾石 五十歲 窪田九郎兵衛、一、貳百五十拾石 五十九歲 中村七右衛門、
 一、貳百五十拾石 四十九歲 桑島藤右衛門、一、貳百五十拾石 四十一歲 原八郎右衛門、
 一、貳百五十拾石 廿六歲 別所八右衛門、一、貳百五十拾石 六十六歲 藤懸七郎左衛門、
 一、貳百五十拾石 五十壹歲 遠田勘右衛門、一、貳百五十拾石 五十歲 金子与右衛門、
 一、貳百五十拾石 五十歲 前波甚右衛門、一、貳百五十拾石 四十二歲 松原半右衛門、
 一、貳百五十拾石 廿三歲 西村八兵衛、一、貳百五十拾石 三十四歲 前田弥五作、
 一、貳百五十拾石 拾八歲 山森十次郎、一、貳百五十拾石 四十七歲 廣瀬□助、
 一、貳百五十拾石 拾八歲 福島長吉、一、貳百貳拾石 四十七歲 今村久兵衛、

一、貳百貳拾石 五十歲 不破久兵衛、一、貳百貳拾石 三十八歲 高山猪左衛門、
 一、貳百石 四十二歲 宮崎弥左衛門、一、貳百石 五十七歲 丹羽伊兵衛、
 一、貳百石 六十歲 飯尾市丞、一、貳百石 三十壹歲 宮城左平太、
 一、貳百石 四十四歲 脇田小平、一、貳百石 五十四歲 宮井喜兵衛、
 一、貳百石 五十壹歲 加藤彦左衛門、一、貳百石 三十六歲 池田權之丞、
 一、貳百石 四十三歲 氏家九郎兵衛、一、貳百石 四十九歲 和田数馬、
 一、貳百石 四拾三歲 関屋新兵衛、一、貳百石 四拾六歲 富野新兵衛、
 一、貳百石 五十四歲 笹井權左衛門、一、貳百石 三十二歲 野崎市郎右衛門、
 一、貳百石 四十九歲 横井五郎右衛門、一、貳百石 三十四歲 田辺八左衛門、
 一、貳百石 廿六歲 中村久太郎、一、貳百石 廿八歲 山田又太郎、
 一、貳百石 四十歲 岡田五郎左衛門、一、貳百石 四十歲 熊谷又八、
 一、貳百石 廿六歲 中村權兵衛、一、貳百石 廿七歲 高田七右衛門、
 一、貳百石 三拾五歲 斎田權左衛門、一、貳百石 三十歲 篠島源右衛門、
 一、貳百石 三十一歲 箕浦新左衛門、一、貳百石 廿九歲 板垣小平、

一、貳百石 廿九歲 田邊孫作、一、貳百石 五十六歲 鷹栖甚右衛門、
 一、貳百石 三十五歲 横田吉兵衛、一、貳百石 三十七歲 行山新右衛門、
 一、貳百石 三十九歲 小幡七郎兵衛、一、貳百石 三十三歲 中川平右衛門、
 一、貳百石 廿八歲 佃源八、一、貳百石 十九歲 金子源右衛門、
 一、貳百石 八十八歲 野村半兵衛、一、貳百石 四拾壹歲 菅野久兵衛、
 一、貳百石 三十五歲 野崎八左衛門、一、貳百石 三十七歲 小谷傳左衛門、
 一、貳百石 廿九歲 山東次五右衛門、一、貳百石 三十八歲 大河原五右衛門、
 一、貳百石 三十四歲 小林助八、一、貳百石 四十三歲 齋藤長兵衛、
 一、百五拾石 五十六歲 津田忠兵衛、一、百五拾石 五十六歲 渡辺清右衛門、
 一、百五拾石 四十七歲 廣瀬藤右衛門、一、百五拾石 三十歲 山田仁右衛門、
 一、百五拾石 三十歲 今枝伊兵衛、一、百五拾石 五十六歲 清水勘介、
 一、百五拾石 三十六歲 野村四郎左衛門、一、百貳拾石 五十歲 丹羽次郎兵衛、
 一、百貳拾石 五十九歲 矢部角左衛門、一、百貳拾石 五十二歲 青木新右衛門、
 一、百貳拾石 五十一歲 渡部治三郎、一、百貳拾石 四十三歲 廣瀬仁右衛門、

一、百貳拾石 五十歲 坂野市佐、一、百石 五拾六歲 松宮惣右衛門、
 一、八拾石 三十歲 森田清三郎、一、金子貳枚 三十五歲 水野半佐、
 一、貳拾人扶持 三十五歲 富永次郎兵衛、一、清水市丞、
 一、廿八歲 安井源丞、一、付札、歲拾三相中不申候 西村伴右衛門
 御中小姓
 一、千三百 貳拾七歲 横山志摩、一、千石 貳拾四歲 中川七兵衛、
 一、千石 貳拾九歲 村上小七郎、一、千石 貳拾壹歲 溝口十郎右衛門、
 一、六百石 貳拾壹歲 藤田八郎兵衛、一、五百石 貳拾貳歲 中川采女、
 一、五百石 廿歲 青山長次郎、一、四百石 貳拾貳歲 坂井久馬助、
 一、三百石 廿七歲 稻垣三郎兵衛、一、貳百五拾石 廿六歲 赤尾平六、
 一、貳百石 廿七歲 河野数馬、一、貳百石 三十九歲 近藤喜三郎、
 一、百五拾石 三十四歲 矢野所左衛門、
 一、千百三拾 七石 内百三拾 七石 料知 私ニ云、小松御馬廻頭也
 五斗 五斗 岡島兵庫
 知行高合七万七千四百拾七石五斗
 内 貳百石者 与力知

百八拾七石五斗 料・知

人数合貳百拾六人。但御中小性拾三人共二

當分之 御用人

一、御作事方

一、御城中御着到付。但此御用ハ

毎年老事替ニ相□成申候。異

風石の場ハ二月十日々替々一

人充召出申候

一、御目付衆御賄方御用

定 御用人

一、會所

一、諸方々上ル金銀請取御貸渡

請拂

一、御かね小拂

一、与力明知銀・傳馬銀・不參銀・

郡打銀・過料銀・催促銀・御

普請役銀

一、御家中出銀 御用

一、町方火事風吹可召出旨、御仰

御座候。今度上申候。最前々

御納戸金銀入立御奉行、重而

御道具預り申御用共ニ被 仰

付候

一、割場

一、御横目

一、御馬御用

一、御鷹方

一、町方火事風吹ニ可召出候。其外、

何ニも不懸、九兵衛ニ被相付置

旨、御印御座 候。今度上申

候。重而 仰出無御座候

一、对馬・因幡・玄蕃

寄合所へ相詰申候

以上

齋藤長兵衛

平井次郎兵衛

窪田九郎兵衛

山田仁右衛門

行山新右衛門

横田吉兵衛

半田権之助

津田源十郎

金子与右衛門

渡辺清右衛門

笹井権左衛門

由比五郎右衛門

脇田小平

鷹栖甚右衛門

今枝伊兵衛

清水勘介

堀田清左衛門

万治貳年六月八日

三百石 七拾四歳

森 権太夫判

三百石 七拾六歳

脇田九兵衛判

奥村因幡殿
津田玄蕃殿
前田对馬殿
今枝民部殿

○第二御小性

「但此一冊年号ナシ」
「相考ル所万治元年歟」

一冊

一、六百石 御番頭 五十五

小野木治兵衛
歳付ナシ
ヲ以テ引合スルニ、万治元年トモ
二年トモ不相明。万治二年ノ御小
性帳ニ森権太夫・脇田九兵衛歳付
知行付、隠居ノ跡也。隠居後頭名
同前。御小性方へ加りいたまハ此
よし同歟。コ、ヲ以テ相見レハ此
一冊ハ夫已前歟。森・脇田在役ノ
跡分明也

一、六百石 河島平左衛門

五十二

一、五百石 長瀬新九郎

五十五

一、五百石 村田半助

五十五

一、長谷川六右衛門

五十七

私ニ曰。但、万治元年ノ帳ニハ御
番頭也。此帳ニハ御大小将也

一、四百五十石 高田勘右衛門

三十一

歳付ナシ
三宅新左衛門

一、三百石 加須屋長三郎

七十六

歳付ナシ
片岡助左衛門

一、百五十石 久徳傳兵衛

七十六

歳付ナシ
高山伊右衛門

●私ニ曰

右拾人、万治二年ノ帳ニ無之名前也。万治二ノ帳ニ、伴無理兵
衛と有之。此帳ニハ伴七兵衛とアリ。脇田平丞此帳ニハ三百石

とアリ、万治二年之帳ニハ千石とアリ。是ハ脇田九兵衛隠居、
せかれ平丞江家督之千石と成タルナリ。脇田小平ハ九兵衛二男
歟。役付帳ニ小平者町方火事風吹ニ可召出候。其外、何ニも不
懸、九兵衛ニ被相付置旨、御印御座候と有之
右ノ外ハ、万治二年之帳ニ有之名前共也。万治二年之帳ニハ此
帳ニ無之名前も有之也。此帳ト同様之名前ニハ名之下ニ、ノ印
付置也。此帳ニも御中小性番頭横山也。名ハ志摩之助トアリ。
万治二年帳ニハ、志摩ト有之。志摩之助ハ御小性之時申ノ名歟。
後ハ之助ヲ省キ志摩ニ成タルノ由、承及置也。万治二年之頃ニ
志摩ニ成タル跡也

一、千五百石

内貳百石頭料

七十三 森 権 太 夫

一、千式百石

内貳百石頭料

七十五 脇 田 九 兵 衛

●私ニ曰

右之通有之。万治二年之帳ニ、森権太夫七十四歳、脇田九兵衛
七十六歳与有之。此帳ニハ二人共ニ知行高之内頭料等も記有之。
万治二年之帳ニハ二人共ニ三百石と有之。しかれば隠居後歟。
其上、此帳ニハ脇田平丞三百石と有之。万治二年之帳ニハ、脇
田平丞千石と有之。家督之跡無相違。此帳面年号無之トイハレ、
万治元年之帳ト見ヘタリ。年号無之ニ付、二年之一括ニ紛レ入
タル歟。万治二年之付札ニハ廿七冊ト有之候へとも、此帳とも
ニ廿八冊アリ。又万治元年之付札ニハ六十九冊ト有之テ、六十
八冊有之。此一冊ヲ二年ノ括ニ入離レタルカ。猶可考

○小松金沢割場裁許之者

其外御鉄炮之者人高之帳

進士作左衛門 一冊
久世平助
齊藤長兵衛

(中略)

金沢小松割場付之外御鉄炮之者

(中略)

一、廿人 町廻

富永勘解由左衛門 裁許
脇田九兵衛

(中略)

万治貳年正月九日

進士作左衛門 判印

久世平助 判印

齊藤長兵衛 判印

○御馬廻一組帳

脇田九兵衛 一冊
不破伊織

(中略)

千貳百石 内貳百石頭料知

脇田九兵衛

侍数 八拾貳人

知行高 四万八百五十石

内四百石料知 貳百石与力

寛文元年閏八月十一日

在郷也 不破伊織

脇田九兵衛 判

「此九兵衛ハ平丞歟追而可考」

○御小性帳

(中略)

四百石宛 拾四人 (中略)

貳拾六歳 脇田小左衛門

(中略)

三百石宛 三十八人 (中略)

四拾八歳 脇田小平

(中略)

寛文元年壬八月廿三日

◎以上、金沢市立図書館加越能文庫蔵「古組帳抜粹」(16.30-38)
(全三冊)中の関係箇所を抜粹した。但し万治二年「御小性帳」
は如鉄晩年のものとして興味深いので、全文を翻刻した。

【2】由緒書

〔1〕諸士由緒帳

一、千石

外貳百石与頭料

脇田九兵衛

陽廣院様江寛永貳年被 召出、御知行三百石拝領仕。萬治貳年、

如鉄隠居被 仰付、私先知如鉄被下、如鉄知行私拝領仕候

一、父

脇田如鉄

瑞龍院様江如鉄八歳之時、文禄二年被 召出、御知行貳百三
拾石被下

微妙院様御代大坂御陣以後、七百七拾石御加増、都合千石拝領
仕候。万治三年致病死候

一、外祖父

三代先 脇田帶刀

高德院様御代御奉公仕

微妙院様御代、古 飛驒守様江被為附、於江戸果申候。御知行
貳千石被下置候。私母、実ハ帯刀姪ニ而御座候

一、外祖母

半田半兵衛娘

一、せかれ

廿二歳 脇田七兵衛

八歳 脇田乙助

「養他北川喜兵衛」

一、聲

御馬廻与 伊藤牛之助

同 与 栗田久右衛門

御小将与 菅野兵左衛門

同 与 笹嶋与市郎

御馬廻与渡部与市郎せかれ 渡部源兵衛

御射手与嶋田十兵衛せかれ 嶋田弥左衛門

伊藤牛之助せかれ 伊藤久太郎

菅野兵左衛門せかれ 菅野九八郎

笹嶋与市郎せかれ 笹嶋少吉

嶋田弥左衛門せかれ 嶋田十三郎

御小将与 脇田小平

脇田十左衛門

脇田十左衛門

御小将与 由比五郎左衛門

神保長右衛門

同 与 神保八左衛門

同 与 由比源七

浪人由比五郎左衛門弟 神保勘六

浪人神保長右衛門弟 「小平養子」

御馬廻与 野村半兵衛

同 与 山田又太郎

御射手与 石丸吉丞

一、姪

定番御馬廻与 吉田段助

御馬廻与 国府助右衛門

御射手与 富田助八

村井藤十郎家来 村井理兵衛

御馬廻与 中村二郎兵衛

御小将与 脇田小左衛門

飛脚守様被召仕候 田丸兵庫

同 山崎権丞

以上

一、母方従弟
一、相聲

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵「諸士由緒帳」(16.31-39)のうち、第五卷「脇田九兵衛」の部分に翻刻した。九兵衛(直能)「せがれ」七兵衛の年齢から、寛文九年の由緒書と推定される。

〔2〕加陽人持先祖

脇田九兵衛事

一、千石

外貳百石組頭料

脇田九兵衛

光高公へ寛永式年被 召出、御知行三百石拝領。万治貳年、如鉄隠居被 仰付、私先知如鉄知行私拝領仕候

一、父

脇田如鉄

利長公へ如鉄八才之時、文禄貳年奉仕。式百三拾石被下 利常公御代、大坂御陣以後、七百七拾石御加増、都合千石。万

治三年病死仕候

一、外祖父

三代先 脇田 帶刀

利家公御代々奉仕。利常公御代、古飛驒守様被為附、於江戸果申候。御知行式千石之旨。私母、実八帶刀姪ニ而御座候

一、外祖母

半田半兵衛娘

せかれ

二十二歳 脇田七兵衛

同

八歳 同 乙 助

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『加陽人持先祖』(G. 31-33)の「脇田九兵衛」部分を翻刻した。「1」同様、寛文九年の由緒書の写し(但し抄録)と推定される。

【3】系譜

〔1〕当邦諸侍系図

脇田兵部重○(此一文字者難見分云々)

初名善左衛門。御家被召時節者称小法師丸。仍御判物被調小法師丸云々。自越前府中奉仕

帶刀重之

二千石。後号主水

善左衛門

六百石。初名右京(役高九百石。无相違給之)

家説云。善左衛門一男猪之助。新知四百石。勤小々姓。而早死。仍一男重徳被召出。賜兄領四百石。善左衛門死時。四百石者上り。賜家領六百石。勘

兵衛仕小々姓。給二百五十石。知右衛門出小々姓。給二百石。加増而為三百石

中村六之丞

刑部養子。別知給五百石。

此者。先中村次郎兵衛、中村惣右衛門ト兄弟分也。

此子孫、中村弥三右衛門、宇兵衛、吉郎兵衛、善之助等也

左衛門重徳

初別知三百石。父死後家領六百石。別知八上ル

善左衛門重祐 德之助重宏

実直定子

勘兵衛 別知二百五十石

於番所乱氣。仍被預類中。此筋断絶

知右衛門重直 又八郎重武

三百石別知

女子 渡部半十郎妻。早世

女子 今枝清左衛門妻

女子 渡部半十郎後妻

女子 中村源太郎妻

女子 村井勘右衛門妻

女子 脇田重行妻

小五郎 五百石。早世

帶刀

二千百石。実重之弟。善左衛門兄。養子也

九兵衛直賢

馬回頭。婿養子也。元來朝鮮陣之時、乱取之小兒也。

妻村井理斎女。帶刀姪養子。之而嫁直賢

助右衛門 助右衛門 喜八郎 弥三右衛門

子分

笠間平馬

女子

常右衛門

女子

九兵衛直能

馬回頭。千五百石

三郎四郎

小平直常 十左衛門 実長(直)定指次之弟。早世

三百石。 惣兵衛 実由比先五郎左衛門二男。早世

彦兵衛重行 久大夫

実神保氏

女子 神保先長右衛門妻

女子 由比先五郎左衛門妻

七兵衛直長(定)

馬回頭。妻齊藤忠明女

北川喜兵衛 庄右衛門養子。乱氣逐電

女子 伊藤牛之助勝行妻

女子 渡部源兵衛 妻

女子 笹嶋与一郎 妻

女子 菅野兵左衛門 妻

女子 畠田弥左衛門妻

女子 栗田二代久右衛門妻

善左衛門 側男也。重徳養子

七十郎 早世

女子 渡部五太夫 妻

女子 齊藤三左衛妻
 女子 村源左衛門妻
 九兵衛直徳 妻重徳女
 源次郎 嗣高木氏家
 庄二郎

帶刀 千五百石。実後藤先次郎兵衛男也。

仕大正持。後遁世

主馬助 早世

女子 直徳妻

女子 才図書妻

女子 後藤先次郎兵衛妻

女子 山崎権之丞妻

女子 田丸兵庫妻

女子 村井又兵衛妻

女子 杉江兵助妻

女子 中村先(二)代次郎兵衛妻

女子 脇田重徳妻

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『当邦諸侍系図』(16:31-44)の
 うち、「脇田家譜」の翻刻である。

〔2〕諸士系譜

脇田氏 本國越前。祖帶刀仕朝倉義景。其子重季也
 兵部重季

始帶刀。仕朝倉義景。后於越前府中、仕高德公。六百石。
 御使番并金澤御留守居。元和三隱居。寛永元五廿五死。八
 十才。娶太閤臣播州宇野右京進女(於宇野八幡討死)。右京
 進女、秀吉公江證人ニ上置候処、備前中納言御籠中江奉仕。
 后芳春院様ノ依命、兵部へ嫁娶

帶刀重俊

千七百石。御使番。元和御馬廻頭。后大正寺二千石

小五郎 早世

女 如鉄妻

半兵衛

后帶刀。御家老役。二千百石。万治元死

帶刀 始権之助。實後藤次郎兵衛二男。在故遁世。号宗

甫(イニ有)。断絶

八女 九兵衛直能。山崎権丞重徳。田丸兵庫

浅香左平太。中村次郎兵衛。今枝清左工門

助右衛門

新知二百石。小松御馬廻

喜八郎

同上。實中村次郎左工門三男。宝永五死

弥三右衛門

同上。娶森田三太夫妹

友之丞 岡田金右工門養

善左衛門

先父死

弥三左衛門尚徳

同上。宝曆七死。七十八才

津左衛門 高桑五兵衛養

瀬兵衛尚尺

始源太左工門。同上。実清左工門二男。小松御馬廻。

娶村勘五左工門女。天明五三組外内作事奉行并御材

木伐出御用。后御馬廻。寛政七御抱守。同八大小将

組。御膳奉行。同十三五死。五十五才

新兵衛 田辺甚太夫養。弥三左工門弟トアリ

九丞 村井臣村并平兵衛養

虎太郎有尚

始織人。寛政十二廿二同上。同十二江戸御廣式番。

享和三無御用。文化二玉藥奉行。文政元死

延次郎 与三左工門養

犬五郎 横地勝左工門養

弥三左衛門尚方

文政元二十四同上。同五五二御馬廻。同九公事場

横目。天保五二廿三御丸御廣式御用達并金谷兼。

同年七十一御免。同年八廿四再公事場横目。同十六

朔定番御番頭

良之助 始忠太郎。平田清左工門養

半兵衛 兄重俊養

善左衛門重勝

家督六百石(元和三年也)。大小将番頭。后足輕頭。

後御免。娶一色主膳女。延宝二死

猪之助 御子小将。元和元四百石。寛永 死

小左衛門重徳

同上。娶帶刀女。延宝五新川郡奉行。后御免。正徳

二死

勘兵衛 三百石。有故一門へ御預

知右衛門重直

万治二子小将。二百石。寛文七加百石

三百石。娶山田又太郎女。再中村次郎兵衛女。延

室五字出津。元禄三改作奉行。同十死。后御馬廻
五女 村井勘右工門。中村源太郎。福田孫丞。
彦兵衛。今枝清左工門

又八郎重武

娶山田八郎兵衛女。元禄十一九十三同上。御馬廻。
同十二六九大小將。宝永五六ノ十四護國公御部屋
附聞番。正徳三八六御側小將番頭。享保四六廿一
御部屋附御先筒頭兼御歩支配。同七二八死。四十
三才

女 中村典膳。奥村十蔵

弥兵衛貴武

始左膳長武。實久大夫次男。娶瀬川長左衛門女。
享保八十二一三ノ一。同十一八ノ十三本知三百
石。同二十二七組外。同十三八九表小將見習。
元文二八二大小將組。大應公御部屋附奥納戸奉行。
延享二十一ノ五無御用御表向相勤。同四八大小將
指除組外。宝曆七十一廿二公事場横目。明和九四
御馬廻。安永五三死。六十五才

與三左衛門

實半五右工門子。二百石。御馬廻。天明元九廿八
死

八郎左衛門

實子也。配分百石。始半五右工門養子不縁二付
飯り配知也。組外。天明六四十三定番御馬廻り。
享和三七廿五死。娶御料理人上田次右工門女。
安永五七ノ十一被召出

石之助幹武 享和三二十六同上

左内武風

始延二郎。天明二六廿九同上。実瀬兵衛二男。始
又八郎美武。御馬廻御武具奉行。文化八宮腰御詰
米奉行。文政六八ノ十一定番御番頭。同九十一廿
九組外番頭。天保七 死。七十才

女 城戸助八。坂井八十八

左兵衛

實石之助弟。天保七十二廿三同上。組外。同九壬四
基五郎君御守

善左衛門重祐

實直長二男。婿養。元禄十二先父死
女 中村三郎左工門。平松友丞。

九兵衛。實、中村三郎左工門女。山田覺左工門

八郎大夫

娶神尾主殿養女。病身足ヲ痛。嫡子作大夫御歩。二男
吉郎兵衛、田伏弥五兵衛養。三男小八郎、山田傳大夫
養

半五右衛門祐国

始庄大夫。始重遠。后重道。承祖五百石。大小將組。
享保十一御馬廻。安永六二廿四死。八十三才
女 平松右源次

織人 實子。早世

善左衛門祐忠

始源左工門。實土方孫三郎三男。婿養子。同上。安
永九高岡町奉行加人。天明二本役。同五御免除。同
六御作事奉行。同八十一廿三御免除。寛政元二十八
別宮口留御用。同三御指除。享和二十二廿八新川郡
奉行加人。文化元宮腰町奉行。同九四四組外番頭。
同四十七三御免。文政三死

与三左衛門 弥兵衛養

女 阿部十左工門。善左工門

善右衛門祐茂

文政三二十六同上。御馬廻同
女 神尾昌左衛門。多田次郎左工門
辰次郎

源左衛門祐一 文政十七四同上。始安之助。御馬廻

六丞 中村刑部養。

九兵衛直賢

幼少ヨリ日本江来。瑞龜公へ被召出。四百五十石。自
微妙公加五百五十石。合千石

朝鮮人。文祿二仕高德公。千石。娶重俊女。后妻村井

長次郎養女。殘金奉行。足輕頭。寛永廿年御小將頭。

万治 致仕。称如鉄。同三死

女 後藤次郎兵衛。中村次郎兵衛

九兵衛直能

始平丞。千五百石。娶帶刀女。町奉行。御馬廻頭兼御
用人。延宝三死

七兵衛直長

同上。娶齊藤宗津女。天和二御歩頭。段々昇進至定
番頭。享保九致仕。称夕庵。同十七八廿八死。八十

五才

十左衛門 小平養

喜兵衛 北川庄右衛門養

女 伊藤牛之助。栗田久右工門。渡辺源兵衛。

笹島与一郎。菅野兵左工門。島田五左工門

七十郎 早世

九兵衛

同上。娶小左工門女。御馬廻。宝曆三死。七十六才

善左衛門 小左工門養

源次郎 高木庄兵衛養

七郎左衛門 新番

四女 渡辺五太夫。中務嫡、齊藤三左工門。

林源左工門。長瀬主計

治左衛門直廉

同上。御馬廻。明和九十四死。四十五才

隼太 小川直右工門養

女 坂井伊織。高山彦四郎

哲兀郎直温

同上。始留之助。御馬廻。天明二五廿一重教公御近

習。同三八閉門。同四三廿五御免。減千石。后遠慮

御免。同五十一廿三二百石引足。合七百石。大小將。

娶横山又五郎女。寛政二七十九依不行狀二百石減。

逼塞組外。同六六廿九御免。同十二彌波射水郡奉行。

享和元御免。文化十一御馬廻。文政五 死

女 高木伊織妻

平之丞直興

文政九十二同上。同十ノ廿大小將。娶吉野善八郎女。天保九十一四御普請奉行。同年八十一高岡町奉行。同十三大小將横目

小平

三百石。娶武部四郎兵衛女。元禄三死

女 神保長右工門。由比五郎左工門

十左衛門 實直能二男。早世

惣兵衛 實由比五郎左工門二男。早世

彦兵衛

實神保長右工門二男。娶善左工門女。同上。元禄七割

場奉行。同十一依病御免。同十二死

久大夫

同上。娶堀次郎八女。元禄十六大小將。正徳四八死

直右衛門

女 神保次郎太夫。原勘十郎

清左衛門直良

始右源次直度。娶前田直賢臣津田弥三兵衛女。享保同

上。同九表小將。延享三定番御番頭。段々昇進至物頭

並。同十二二十死。五十六才

左膳 又八郎養

伊織直暢ちやう

始三左衛門。同上。大小將。天明元組外遠慮。同五八

ノ廿九御免。同年十八夜出奔。倅同道

幸次郎 弥三左工門養

女 河内山七左工門

勇三郎 父同日出奔

女 古屋孫市

◎金沢市立図書館蔵『諸士系譜』(1930)のうち、脇田家譜の翻刻である。

〔3〕脇田略系譜

脇田氏曩祖。九兵衛直賢入道如鐵者。朝鮮國出生。高麗金氏之裔也。文祿中為虜而渡來于我皇國。遂為吾藩士。示來子孫連綿。血脉不絕矣。蓋天保中。其嫡孫係于惡痛為不具。而無子子孫將斷絕哉。嗚呼世家之不運不堪遺憾耳

弦齋湯淺祇庸識

脇田略系譜

重季

本國越前。俗名帶刀。又兵部。仕于朝倉義景。后於越前府中仕于利家卿。賜六百石。歷仕于利長卿利常卿。使番等相勤。元和三年致仕。寬永元年九月廿五日歿。八十歲

妻豊太閤家士播州宇野右京進女。右京進者於八幡討死

重俊

俗名帶刀。仕于利常卿。賜千七百石。使番馬廻組頭相勤。寬永十六年被屬于大聖寺藩。賜二千石

某 俗名小五郎。仕于大聖寺藩。新知五百石。早世
女 九兵衛直賢妻

某

俗名平兵衛。為兄重俊之嗣子。於大聖寺稱帶刀。賜二千石。為家老役。万治元年歿。無男子

女 二代九兵衛直能妻

重勝

俗名善左衛門。仕于利常卿光高卿綱紀卿。賜六百石。大小性番頭足輕頭相勤。延宝二年歿

妻一色主膳女。子孫連綿

某 俗名六丞。為中村刑部之養子。賜五百石。大小性番頭相勤。妻稲野又兵衛女

直賢

俗名九兵衛。実朝鮮人。金氏時省翰林學士之男。称如鐵。文祿元年為虜。于時七歲。同二年利家卿小君御養育。後仕于利長卿。歷仕利常卿光高卿綱紀卿。元和元年大坂夏陣頭殊功。賜千石。使番足輕頭算用場奉行公事場奉行小性頭金沢町奉行等相勤。万治二年七月致仕。

剃髮称如鐵。養老料三百石賜之。同三年七月日歿。享年七十五歲。為脇田帶刀重季之猶子。称脇田氏妻脇田帶刀重俊女

直能

俗名平丞。後九兵衛。利常卿近習勤。三百石賜之後。家督相續。加增知共千五百石賜之。金沢町奉行馬廻組頭兼用人役。延宝三年歿

妻脇田半兵衛女

某 俗名三郎四郎。利常卿近習勤。二百五十石賜之。早世

某 俗名小平。仕于利常卿光高卿綱紀卿。三百石賜之。元禄三年歿。子孫連綿。妻武部四郎兵衛女

女 長女。神保長右衛門妻。次女。由比五郎左衛門妻

直長

俗名七兵衛。父遺知千五百石相續賜之。仕于綱紀卿。

步頭馬廻組頭兼公事場奉行定番頭等相勤。享保九年致仕。称夕庵。同十七年八月廿八日歿。八十五歲

某 俗名十左衛門。為伯父小平之養嗣子

某 俗名喜兵衛。為北川庄右衛門之養嗣子

女

某 俗名七十郎。早世

某

俗名九兵衛。父遺知千五百石相續賜之。馬廻組。宝曆三年歿。七十六歲

某 俗名善左衛門。為同姓小左衛門之養嗣子

某 俗名源次郎。為高木庄兵衛之養嗣子

某 俗名七郎左衛門。新番組

女

直廉

俗名治左衛門。父遺知千五百石相續賜之。馬廻組

明和九年十月四日歿。四十五歲

某 俗名弥十郎。為小川直右衛門之養嗣子

女

直温

俗名留之助。後哲兀郎。父遺知千五百石相續賜之。馬廻組。天明二年重教卿近習勤。同三年有役失閉門。翌

四年三月廿五日閉門被免。知行減知五百石賜之。同五年十一月廿三日二百石引足。七百石賜之。大小性組。

寬政二年七月十九日依不行狀知行再減知五百石賜之。

組外被指加逼塞。同六年六月廿九日被免。同十二年曠

波射水郡奉行。享和元年被免。文化五年馬廻組入

女 青木伊織妻

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『松雲公採集遺編類纂』(16)

317) 第一八八卷所収『脇田家伝書』付載系図の翻刻。

[4] 諸頭系譜

「十五▲」公事場奉行

寛永十八
奥村源左工門 長元
寛文三 魚津郡代

寛永十八
小塚藤右衛門 秀勝
明曆四二朔死

「御小將頭」
脇田九兵衛 直賢
万治二五廿一隱居 「杯如鉄」
(後略)

「十六▲」御算用場奉行

三輪志摩 長好
寛永 隱居 「杯法受」

元和
稻葉左近
(中略)
宝永十七 切腹

増 元和二年頃ヨリ至
寛永十三年
津田勘兵衛 重次
(後略)

寛永十八
岡島市郎兵衛 元為

「御小將頭」
津田勘兵衛 重次
慶安四四廿死

正保三
横山右近 重知
延宝四三廿五死

宮城采女 長成
寛永十八 切腹

奥村源左工門 長元

脇田九兵衛 直賢

延宝五三二御馬廻頭之次列極

「▲」御小將頭

御役料二百石 一組 組頭一人 番頭一人
横目一人 大小将二十三人 都合二十五人
天和二壬戌十一六 六番廻取極 同年十一廿 八組分
但同年九廿九 六隊御定
(中略)

「△」當役天和以前之分

延宝五三月二日列
御馬廻頭次二極

文祿三

千七百石
脇田主水 重之
加三百石合二千石

伏見
千七百五十拾石
小林八兵衛

慶長 自御使番
七百石
恒川監物 斎而
慶長頃二代

元和二 自足輕頭
千七百石
丹羽織部 孝延
同九 死

同九 死

自足輕頭
千六百石
杉江兵助
寛永

千石
可慶
村田吉左工門
慶安二二八死
六十四

寛永七 自足輕頭
五百石
石黒太郎右工門 久長
同十四 死

自足輕頭
四百石
葛巻隼人 昌俊
寛永人持組慶安四死

四千石
長次
本保大蔵
隱居 有斎

千二百石
有賀縫殿助 宗俊
承応二 死

寛永七 自足輕頭
二千石 五百石
中村總右工門 正成
正徳三死 寛永十

寛永十九 自御使
千四百石
北川久兵衛
加三百石 合千七
百石 慶安三死

千石
松平采女 康次

自御大小将番頭
三千石
津田源左工門 重次
人持組 万治元死

元和 自御使番
千三百石
森 權大夫 祐知
万治二 隱居
「杯是豊」

寛永廿 自足輕頭

脇田九兵衛 直賢 千石

万治二隱居「称如鉄」同三死

(後略)

「▲」最前物頭相動候人々次第不同

(前略)

寛永二十 足輕頭

御小將頭

脇田左兵衛 直賢

(後略)

◎金沢市立図書館蔵『諸頭系譜』(090-851)によって、脇田九兵衛関係記事を抄録した。

【4】評伝

〔1〕混見摘寫

一、本藩の脇田九兵衛 直方万治二年七月 文禄壬辰の朝鮮の役ニ、七
隱居如鐵と改

歳にて日本浮田家の嫡となり、吉備の岡山江来る。秀家の御臺所甚孤を憐ミ賜ひ、翌年八歳にて御家江被連奇。芳春院様益御不便被加、成長いたし、利長公江被召出、御知行四百石被下置、脇田帶刀重之か姪を嫁娶して、姓を脇田と称す。朝鮮ニ而父ハ金氏、

字ハ時省と号し、翰林学士也。九兵衛大坂夏陣に、黒門先而葛巻隼人・古屋所左衛門など、一所ニ鑓を合、段々御取立被成候。

然る処、如鐵嫡となり日本江来りし初め、秀吉公御前にても士庶人のわかち、幼少もの猶更言語も通しかねたり。外ニも生捕に幼少者老人あり。于時医師道三とやらん、兩人ニ朝鮮にて覚たる歌を唄しむ。兩人共にうたひ候へ者、如鐵歌は音律ニ叶ひ、今老人の幼少もの、歌ハ律ニあわず。扱ハ如鐵ハ士の子と相知たり

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『混見摘寫』(16.28-64)卷十二によって示した。

〔2〕燕台風雅

脇田直能(通名九兵衛)。所居號瀧雪亭。錦里先生門人也。先生游此亭詩。竹樹連岩壁。軒亭據水源。飛泉陰雪瀧。高榜細雲翻。僚友集仁里。弟兄同義門。勤勤主人意。酒茗到黄昏。景周按。此詩中景況與今其故家所望符。如直能學量。無隻字可見。則佳否不可論。然作詩者以錦里集次韻。脇田九所贈絕句。試誦來詩如對面。不知身既在平安可知焉。又學茶式於千宗室而白眉其門。余家今藏直能所制茶匕一把。(宗室之來本藩。在寛永三年。時僧玄機峰。送千氏宗室居士之加州行五絶。宗室老居士於茶大悟人。間譚茶事處句句祖師禪。後微妙公召小松。賜歲祿二百石。又賜居宅於月城)。直能父曰直賢(通名九兵衛)。本姓金。韓人也。文禄元年朝鮮之役。浮田中納言秀家。將大軍至釜山浦。直賢父翰林学士金時省。防戦為國死。時直賢僅七

歳。為秀家所擒而來備前岡山。明年癸巳。秀家夫人憐其孤弱。以有通家之誼。送芳春夫人於金澤。夫人閱其險巖慙凶。躬親撫育。於是。瑞龍公年俸賜百斛為近侍重。及長使脇田姓胃之。相傳。直賢每遊小龍野臺牛阪上。目送自稚松山下泉水流尾西走。以彷彿故國地景。垂思鄉淚云。直賢以浪華之役玉造口樹槍功拔衆。微妙公為之賜家秩千斛。直賢又長聯歌。與菊池武康淺井政一等友善。如慶壽松雲公生髮儀發句（載也千年初乃霜乃松。時陽廣公嗣賜其第次句第三句。次句曰。綠茂春仁靡久與竹。第三句曰。長閑奈流池乃藤仁鶴乃居天）。膾炙人吻。或嗜歌道。傳受古今秘決。於一華堂乘阿如見。微妙公累賞精熟其技能。萬治己亥解綬。號如鐵。明年七月卒于家。

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『燕台風雅』（16.90-）第四卷
よつて示した。

〔3〕加賀藩史稿

脇田直賢幼名ハ如鐵（直方所撰家傳）。九兵衛ト稱ス（家傳、諸士系譜）。朝鮮京城ノ人。本姓金氏。父名ハ時省。翰林學士ナリ。直賢幼ヨリ學ニ入り。作文ヲ學フ（家傳）。長スルニ及ヒテ勇武。兼ネテ聯歌ヲ善クス（大阪表働面面書附、家傳參取）。文祿元年。征韓ノ役作ル。浮田秀家軍ヲ帥キテ。釜山浦ニ至リ。進ミテ京城ニ入ル。時省防戦之ニ死ス。時ニ直賢七歳。秀家ノ擒スル所ト爲リテ。備前岡山ニ來ル。秀家ノ夫人前田氏其孤弱ヲ憐ミ。親家ノ故ヲ以テ。明年之ヲ金澤ニ送リ。芳春夫人ニ托ス。夫人亦深く之ヲ愍ミ。躬親ヲ鞠

養ス。既ニ長シ。瑞龍公ノ近侍ト爲リ。深く寵遇ヲ受ク（家傳）。公富山ニ高岡ニ退老スルニ及ヒテ。從ヒテ之ニ隸シ。百石ヲ食ム。尋キテ百三十石ヲ加ヘ。擧ケラレテ調者ト爲ル（家傳、慶長十年富山士帳參取）。何ハクモ亡ク。脇田重俊（帶刀）ノ女ヲ娶リ。其氏ヲ冒ス（家傳、諸士系譜）。任用漸ク隆ナルヲ以テ。人ノ讒スル所ト爲リ。諺ヲ獲テ屏居ス。年ヲ逾エテ免白シ。釋サル。公薨後。大阪ノ役作ル。微妙公軍ヲ帥キテ西上ス。時ニ高岡ヨリ來リ屬シテ後レサル者。直賢等四人有ルノミ。公之ヲ嘉ス。再役復々從ヒテ玉造口ノ寨ヲ攻ム。敵敗走ス。葛巻昌俊（隼人）、原與三右衛門、河合數馬ト。偕ニ追尾シテ城ニ入り（家傳）。槍ヲ擧ケテ血戦ス（大阪表働面面書附）。既ニシテ敵衆ヲ合セテ返戦シ。我兵沮喪ス。直賢及ヒ古屋重直（所左衛門）留ル。尋キテ昌俊等至ル（大阪表働面面書附、家傳）。直賢復々追撃シ。城門ニ薄ル。城火スルニ値ヒテ。遂ニ退ク（大阪表働面面書附）。適々武者奉行松平康定（伯耆）至リ。深く直賢、重直ノ勇ニ感ス（家傳）。亂定ル。功ヲ以テニ百石ヲ加フ。寛永中。復々五百七十石ヲ加ヘ。通シテ千石ヲ食ム（家傳、諸士系譜）。使番ト爲リ（家傳）。先筒頭ヲ兼ネ。算用場事務ヲ理ム（家傳、諸士系譜）。公小松ニ徙ルニ及ヒテ。從臣ノ一二列ス。世子固ク請ヒテ之ヲ留ム。此ニ於テ世子ニ隸ス（家傳）。陽廣公襲封ノ四年。大小將頭ニ擧ケラル。直賢衰老ニ瀕スルヲ以テ固ク辭ス。允サレス（陽廣公親翰、直賢今枝直恒往復書牘、家傳）。遂ニ命ヲ奉ス（家傳、諸士系譜）。正保ノ初メ。直賢江戸ニ在リ。時ニ松雲公甫メテ三歳。會々髮置ノ式ヲ擧ク。直賢白髮ヲ上ル。二公物ヲ賜ヒテ之ヲ褒ス。公嗣封後。公事場奉行ヲ兼ヌ。尋キテ町奉行ニ轉ス。萬治元年。公幕府ノ天主閣ヲ修

ス。直賢年老イタルヲ以テ課役無シ。自ラ請ヒテ之ニ應ス。公嘉納ス(家傳)。明年退老シ。祝髮シテ其幼名ヲ以テ號ト爲ス(家傳、諸士系譜)。公別二三百石ヲ賜ヒテ老ヲ養ハシム。直賢特ニ微妙公ノ知遇ヲ得。晩節洵リニ物ヲ賜ハリ。且ツ慰問スル所ト爲ル(家傳)。公嘗テ放鷹獵ル所ノ天鷲十翅ヲ賜ヒ。人ヲシテ謂ハシメテ曰ク。聞ク老後天鷲ヲ食スレハ。神ヲ養ヒ氣ヲ補スト。今特ニ之ヲ賜フト(微妙公夜話)。而シテ其躬ヲ小松ニ詣リ陳謝スルヲ尼ム。人之ヲ異數トス(微妙公夜話、家傳)。直賢生平詠スル所ノ聯歌極メテ多シ(家傳)。一時ノ才俊菊池武康、淺井政右等ト友トシ善シ(燕臺風雅)。其瑞龍公ヲ悼ム句ニ云ク。預毛判彌南、楚傳乃阿末利能、佐都伎可那。微妙公薨時ノ句ニ云ク。曾傳爾美與、宇幾世波伎多能、加太志具禮。陽廣公薨時ノ句ニ云ク。波奈半知里天、比備爾那解幾乃、之牙利加南。松雲公ノ髮置ヲ慶スル句ニ云ク。伊多駄玖也、知止勢波事免乃、末都迺由伎。葭島茗ヲ賜フ時ノ句ニ云ク。津伎予與之、志萬禰能巨駄知、計佐能由幾ト。此等ヲ秀句ト爲ス(家傳)。又古今和歌集ノ秘訣ヲ一華堂乘阿如見ニ受ケ。造詣スル所有リ。微妙公屢々其技能有ルヲ稱ス(家傳、燕臺風雅)。公嘗テ直賢ヲ葭島ニ召シ。茗ヲ賜フ。期ニ前チ。左右ヲ戒メテ曰ク。聯歌ニ工ナル九兵衛ノ如キハ。恐ラクハ方今比無カラント。藤原定家ノ書幅ヲ懸ケシメ以テ享ス(津田正忠書牘、家傳)。直賢亦自ラ言フ。作文素ヨリ吾家藝タリ。然レトモ久シク皇國ノ風化ニ浴シ。漸磨習染。稍、歌道ニ熟スルヲ覺ユト(家傳)。相傳フ。直賢小立野牛坂ノ上ヲ過クル毎ニ。淺野川ノ水西流スルヲ覽。謂ヘラク風光故山ニ彷彿タリト。愴然トシテ懷舊ノ涙ヲ垂ルルコト之ヲ久シクスト云フ(燕臺風雅)。萬治三

年歿ス(諸士系譜、菅君棟録)。時二年七十五(家傳)。俳人能順腕句ヲ作りテ云ク。都由乃世判、曾迺許止駄禰袁、奈貞利可難(聯玉集)。初メ關白秀吉朝鮮ノ捕虜ヲ延見ス。童子二人有リ。語言通セス。其苗族ヲ判シ難シ。乃チ二人ヲシテ俚謠ヲ謳ハシム。其一律ニ協ヒ。其一然ラス。協フ者ハ即チ直賢ナリ。是ニ於テ。定メテ士人ノ子ト爲スト云フ(混見滴寫)。子直能、三郎四郎、小平。三郎四郎寛永中蔭ヲ以テ微妙公ニ事ヘ。二百二十石ヲ食ミ。近侍ト爲ル。父ニ先チ歿ス。小平三郎四郎ト同シク事ヘ。二百石ヲ食ム(家傳)。後チ百石ヲ加フ。元祿三年歿ス。子彦兵衛襲封シ。彦兵衛ノ曾孫直暢(伊織)ニ至リ。亡命シテ後ヲ断ツ。直能後ヲ受ク(諸士系譜)。直能初メ平ノ丞ト稱ス(家傳、諸士系譜)。後チ九兵衛ト更ム(諸士系譜、燕臺風雅)。寛永中。蔭ヲ以テ微妙公ニ事ヘ。三百石ヲ食ム(家傳)。直賢退老後襲封シ(家傳、諸士系譜)。後チ増シテ千五百石ニ至ル。金澤町奉行ヲ歴テ。馬廻頭ニ晉ミ。用人ヲ兼ヌ(諸士系譜)。直能學ヲ好ミ。木下貞幹ニ從遊ス(錦里文集、燕臺風雅)。其宅小立野尻厩阪ノ上ニ在リ(延寶金澤圖)。古木茂リ。瀑布懸リ。其境太ク幽ナリ(錦里文集)。嘗テ室一楹ヲ建テ。顔シテ灑雪亭ト曰フ。貞幹來遊シテ詩ヲ賦ス。號シテ一時ノ雅會ト稱ス(錦里文集、燕臺風雅)。又聯歌ヲ善クス。嘗テ江戸ニ祇役シ。行々句ヲ得ル。輕妙誦ス可シ。其富山ノ句ニ曰ク。阿計凡乃邪、由伎迺多知矢麻、與古賀須美。滑川ノ句ニ曰ク。波留左米茂、麻宜流流多備乃、耶奴里加奈。能生ノ句ニ曰ク。由不奈美乃、日可計也仁秀布、佐久良加比。富士山ヲ觀ル句ニ曰ク。與茂半波奈、世乃保可那連耶、不ニ迺由伎ト。以テ一斑ヲ闕フ可シ(多毛登艸)。又茗式ヲ千ノ宗室ニ學ヒ。其

高足ト稱ス(燕臺風雅)。延寶三年没ス。子直長、十左衛門、喜兵衛。十左衛門叔父小平ノ子養スル所ト爲ル。喜兵衛馬廻組北川庄右衛門ノ養子ト爲ル。直長後ヲ承ク。直長七兵衛ト稱ス。諸職ヲ累歴シ。定番頭ニ陞リ。享保九年。退老シテタ葺ト號ス。十七年歿ス。年八十五。子九兵衛後ヲ承ク。九兵衛ノ孫直温(哲兀郎)ニ至リ。削減シテ五百石ヲ食ム。子孫世々襲封ス(諸士系譜)。

◎永山近影纂『加賀藩史稿』(前田直行刊、一八九九年)卷十二、列伝十による。

【5】雜 録

〔1〕菅君襟録

寛永十五(戊寅)年

此年、大坂エ御登米初ル。御試トシテ、百石為御登也。杉原九郎兵衛(足輕)ヲ裁許ニ被遣。此時ノ算用場奉行ハ奥村源左衛門・宮城采女・脇田九兵衛・青木助佑也(是算用場奉行ノ始)

万治二(己亥)年正月

九日。石川・内藤両御目付衆、金沢逗留中ハ、組頭者頭タル人々ハ、朔日・十五日・廿八日ニ、礼義可相勤旨、被 仰渡ニ依テ、毎月

朔日 中村惣右衛門(与次)

山森吉兵衛

吉田平兵衛(元茂) 岡嶋五兵衛(一信)

野村治兵衛(永美) 杉浦仁右衛門(守成)

十五日 浅香左京(元長) 脇田九兵衛(直賢)

森権太夫(祐知) 三輪藤兵衛(吉次)

前田八左衛門

廿八日 神尾数馬(直武) 富永勘解由左衛門(助盛)

吉田忠左衛門(茂直) 山本文左衛門(俊尚)

寺西主馬(伊安) 山崎小右衛門(長有)

此外ノ頭分、在江戸或小松ヨリ未引越、或御用掛也。

◎金沢市立図書館加越能文庫蔵『菅君襟録』(16.12.3)によつて示した。

〔2〕微妙公御発語

一、小松江御隠居之後、越中江御鷹野に御座被成、御餌柄の雲雀十宛脇田九兵衛・黒坂吉左衛門方江被下候。品川左門方より申越候は、御意には、雲雀は年寄之棄にて候間、兩人給可申候。御礼申上候には不及候。此儀竹田市三郎・古市左近に被仰付、折々兩人方江可被下候と、御意之趣申来り候。何茂難有儀与泪を流し忝がり申候由。

◎『御夜話集』(加賀能登郷土図書叢刊)上巻によつて掲げた。

〔3〕微妙公夜話録

一、神保長八に、われが祖父脇田九兵衛方へ心安者共寄合咄申候時分、しわき殿様と言ふかと御尋候故、いや左様之事は不承候。御物きらしとは申候由申上候へば、左様には申間敷と御意候故、誓言をたて申候へば、夫はいな事に而候。年寄候へば殊之外しわく成候。昔に違ひ加増其外とらせ候事も二三度も思案する。むかしは思ひ寄与其尽遣し候与被仰候由。神保八左衛門咄承候。

◎『御夜話集』上巻によつて掲げた。

なお『微妙公夜話録』には、この他「脇田九兵衛殿咄承候」と註された話が五件あるが、内容的に如鉄とは無関係である。

〔4〕微妙公御夜話・異本

一、微妙院様御代（正保二年）筑前守様御逝去金沢へ可告来朝、板津八兵衛鷹をすゑ門前へ罷出候得ば、人三人通申候。一人は殊之外顔の形横へ長く、今一人は豎へ顔長く、又一人は顔事の外丸く有之。何も常の人にて無之、懸通り申候。不思議に存、何とも難心得事と心の内に考候は、長く・丸・横長三つにて候間、何と歎三ヶ国へひゞく程の事出来可申前表にて候哉と存、家内へ入、其尽書状調、近所の脇田九兵衛方へ指遣、此頃逢不申趣、扱は三ヶ国へひゞき申程の珍事は無之候哉、替りたる儀御座候ゆゑ尋申候。委細之儀逢候て可申旨書状認遣候處、九兵衛返事

に相替儀無之候旨申来候。然処に其日の夕飯後江戸より早飛脚参着、四月五日筑前守様御逝去之旨告来候。不思議なる事に候。藤田平兵衛咄申候。通程の者足が地に付不申様に八兵衛見申候と申説有之候得共、右実正之由に候。八兵衛は近き頃迄物頭に罷在候。板津権佐親にて候。

一、或時定家卿筆にて歌の読方被書記候文の掛物を、京極安智被求、事の外珍敷物にて、微妙院様へ被懸御目候。勝れたる物に候故、御覽置被遊候様に光高公へ被仰進候。必御写し遊されまじき旨被仰進候処、光高公御覽被遊、珍敷物に候間何とぞ御写置被遊度被思召、脇田九兵衛などへ御相談にて、則御自身御写被遊候処、御写仕廻被遊候時分、与風御筆御取落し墨付申候。殊之外御迷惑がり、いかゞ可被遊哉と御意に付、九兵衛申上候は、私持参仕、いか様にも宜様に可申旨申に付、左候はゞ如何様にも宜様に可仕候得と御意に付、則持参仕、右之御様子微妙院様へ申上候得ば、左様の事可有御座と被思召、御写不被遊候様に被仰進候。安智へは可然様に可被仰遣候間、此段申上候様に御意に付、罷帰其趣申上、御安堵被遊候。安智へ微妙院様より、御使者を以右之旨趣被仰遣候。余り珍敷物ゆゑ筑前守写申候処、墨を付鹿抹成儀に御座候。写不申様に申候得ども、右之趣に候旨御断被仰遣、墨の付たるまゝにて被遊候。安智御口上之趣御間候て、御使者に御逢、御念に入られ候趣御答御座候て、さて是は御使者への物語に候。ケ様に墨付候ても落し申儀いとやすき事に候間、御おとさせ無何事御返し可被成候、御貞信成御事

奉感候旨御申、見事成御様子に御座候。其以後墨を御おとさせ候て、又被遣御目につかけられ候旨に候。九兵衛物語に御座候よし、健成事に候旨、脇田氏咄。

一、山崎に傘張有。利久の弟子有て昔侘をいたしつる。此数寄屋今に有由被聞召、御大工太左衛門被遣、様子為御見、葭島に御造作被仰付、山崎の御数寄屋といふ。是にて御近習之者に御茶被下る。

御掛物 東坡竹 但後脇田九兵衛に被下よし。

御釜 大講堂

御茶入 唐物盆立

御盆 盆はくりくゝの角盆

御茶道 品川左門

右御会席は葭島右御書院にて被下、御茶は御数寄屋にて被下、御露地の案内は分部卜齋に被仰付。氣を付所にて卜齋立留、何茂氣を付て御物ずき奉感。五人組にて一日に三立程宛也。御数寄屋は一疊目なり。何茂甚恭事に奉存由。

◎『御夜話集』上巻によつて掲げた。なお、第一話に登場する板津氏と如鉄とは親昵の間柄であつたらしく、八兵衛の弟正の(檢校)は如鉄に連歌を学んでゐる。また、第三話は『拾遺名言記』にも載録される。

(5) 懐慮夜話

一、相公様御代初、御射手組市川右馬介と申者、勝手能私者にて、虚病を構御奉公をも不勤、引籠罷在候に付、山崎小右衛門等為検使(小右衛門足輕頭也。此外御目付等有之、追て可考。)捕者に被仰付、奥村故彦岐にて被申渡。卷州の曰。右馬之助は弓を能射、其上甲斐々々敷者也、其氣遣可有之と有時、小右衛門曰、臆病者に候へば逃走氣遣候処、甲斐々々敷者之由先以安堵仕候よし挨拶す。小右衛門曰比は無口不調法者に候得共、武義の事得物にて、ケ様の儀も申候と其比感じたる事也。扱捕手の足輕共呼出、右馬介氣どり候て弓杯射出し候は、大勢手負あやまち人出来可申候間、欠込人有之候間出し可申由申させ、二三人足輕を遣し、外の人数は物影にかくし置候て、右馬介出る所を捕可申由也。足輕の内森川五郎右衛門と言者す、み出候て、右馬介は私捕可申由を言。其躰輕忽にして、事之外身をふるはし、氣揚り仕ざる躰也。さて人数を揃へ、小右衛門馬に乘し時、赤き裏の小袖尻をつまげ、是を以小右衛門目印とすべしと言。右馬介宅は浅野川川原辺也。兼て言談じのごとく、足輕共を遣し、欠込人有之候間吟味可仕よし、玄關にて呼はらせ候。森川は此者共に不構、勝手口の方へ廻り候処、右馬介右之音を聞、大脇刺をさし、朝の事にて食後に候や、楊枝をくはへ露地下駄をはき、せど口の方より何事に候や、左様之者は居不申と申出候所を、五郎右衛門捕たりと声を懸、組付、上を下へと組合申音に、何も欠付うるたへ申候而森川共に切付、五郎右衛門も深

手負放し申候。市川は大勢にてすたくに仕候。刀の上へ切重
ねく仕候て、何茂さゝらのごとく成申候由に候。森川は立身
被仰付、後々迄公事場牢の鎖番仕候。是は御歩並の者と見え申
候。右之節山本源右衛門親瀬兵衛も御歩組にて罷越候。後脇田
如鉄方へ参此咄仕候。其方も切候哉と申に付、成程切候て刀捨
り申由申候へ者、其段は不苦候、ケ様之節能死候て切に不及と
て指置候へ者、後におくれたる名を取申事有之ものに候。一段
の事と申候由。此比までは御国・他国とも、仕者・捕者抔と有
之、若き者共嗜申候。次第に武義衰へ、ケ様之事も絶果申候。

一、大坂黒門にての鎗五人は、葛岡平四郎・葛巻隼人・梶川弥左衛
門・古屋所左衛門、今一人可追考也。黒門に何も付居申所、敵
門を開き出申に付、どつと崩申候時、右之五人は塀の腕木へ取
付、こたへ残り申候て、敵とはたくと突合申候。誰も鎗の心
付申者無之処、隼人只今のは鎗にて候間、各其心得候へと申合
候由に候。御掃陣已後御吟味之処、葛岡一番に進み鎗仕候由荒
言申候。残る四人へ御尋候処、平四郎にて者無之候、隼人迅き
様に覚候由申候。是に付平四郎腹立候て、過言等茂有之故、偽
申由にて御成敗被仰付、隼人一番に成、其外三人共夫々御賞美
に候。其後寛永六年重て大坂高名御穿撃之時、隼人残三人方へ
罷越、愈先年之通拙者一番との証拠に立てくれ候へと頼申候処、
三人共中々御手前など一番に罷出所に無之、拙者と一所に立並
居被申候。黒具足着たる者先へは進み申候。其時御手前黒具足
にては無之とて取合不申候。肥前様御聞被遊、一番は彼者に

有之と見え申候、惜事被遊候由御後悔被遊候也。諸隼人儀最前
之通一番に御立被成御加増被下候。残る三人は其次に御加増も
被下候由。戦国の武士意地有事各如此。治国と雖奉公の功を争
ふに至ては是に相等し。一人之言を以人之善悪は難定事也。

(後略)

◎『御夜話集』下巻によって示した。右第二話には如鉄の名は
見えないが、大坂陣行賞の一事例として掲げた。

〔6〕三壺問書

加州の士大坂陣高名穿撃の事

寛永八年十月上旬に、先年大坂陣に高名の者共大形に聞届け加増を
遣す。元和二年に家中又者共迄手柄の次第聞届け褒美を遣すといへ
共、唯今又委細に可被聞召の旨被仰出、古老の者共、御次にて覚の
者共召寄せ、証拠を糺し其の場の儀を申上ぐるに付き、鎗合に前後
の争ひ有り。首にもぎつけ・直首の違ひ有り。悉く口論に及ぶ族も
有り。夫々に御吟味ありて恩賞厳密に執行はせ賜ふ。弓箭の本意未
代の面目也。岡山表にて鎗合せたる人々には、
伴 八矢 安 見 右 近 野 村 左 馬
西 尾 隼 人 篠 原 織 部 津 田 勘 兵 衛
横 山 大 膳 宮 城 采 女 山 田 覚 左 衛 門
後 藤 左 衛 門 丹 羽 織 部
南条の辻にて鎗合せたる人々には、

葛巻隼人 古屋所左衛門 梶川弥左衛門
 山森吉兵衛 脇田九兵衛 猪子九郎左衛門
 半田治兵衛 氏家久兵衛 山本久左衛門
 野村七左衛門 江守覚左衛門 横地忠左衛門
 大野甚之丞 脇田帯刀 浅井八左衛門
 葛巻平四郎 河合惣三郎 小川次郎九郎
 沢田治左衛門 滝与右衛門 佐藤久右衛門
 寺西主馬 北川久兵衛 浅野将監
 和田助右衛門 森権太夫 浅野与右衛門
 金子与右衛門

(後略)

御遺物の事

(中略)

御家来へ被下御遺物の覚

(中略)

一、金子五枚宛
 岡嶋兵庫 山森吉兵衛 菊池大
 茨木右衛門 青山織部 神尾数馬
 脇田九兵衛 富田勘解由左衛門 江守覚左衛門
 寺西主馬允 大橋又兵衛 湯原八之丞
 伊藤内膳 浅加左京 中村惣右衛門
 青地四郎左衛門 岩田内蔵助 森権太夫
 浅野藤左衛門 山崎半左衛門 江守半兵衛

(後略)

◎『三壺問書』(加賀能登郷土図書叢刊)によって示した。

なお『可観小説』に次の記事が見える(この九兵衛は直能)。

三壺記は(山田)四郎右衛門一人の作にては無之、平生脇田九兵衛家へ心安く出入いたしける故、九兵衛も余程迭代有之旨。

(7)可観小説

一、山森吉兵衛閉門後の御加増

当御代初山本久左衛門御旗奉行、山森吉兵衛寺社奉行被仰付候処、吉兵衛御断申上候に付、閉門被仰付候。三年有之御赦免の時分、一倍の御加増被下候。其時分脇田如鉄・森是雲立腹の事共あり。

一、葛巻隼人の働御僉議

同日黒門にて梶川弥左衛門、一錢剃の小屋蔭に居て見ければ、一番葛巻隼人、次に古屋所左衛門行くを見て、推続き弥左衛門も行くと言ふ。其外も別の所に居たる者、隼人が出るを見て出るもの多し。其内に大男の黒威せるもの、隼人よりも張出て敲き合たり。此者は則古屋所左衛門と御穿議極る。又御馬廻に葛岡平四郎といふ大男、黒威しを着、右の所に居たる内より一番にかけ出て突合ひ、敵引ければ門内へ付入し、門内にて能

き敵を突伏て首取たりといふ。去ども其後大坂の事にて平四郎切腹せり。二度目の御僉議の時、梶川弥左衛門如何おもひけん、葛巻隼人より張出て働たるは葛岡平四郎也といひ出たり。弥左衛門口上前後相違す。微妙公葛岡事を殊の外御惜み御後悔被成候と云ふ。又隼人へ御尋は、黒門にて敵門外へ引入し時付入に可仕事也。何とて其凶をばづしけると也。隼人私事足に矢疵を蒙り、其矢を抜候へ共、足甚だ腫出で引取申事さへ難仕ほどに、付入は成不申候といふ。其外へは御尋も無之。

一、孕婦、胎児を失ひし奇談

元文元年秋七月、我公東都に述職たり。小姓番頭高山善左衛門従て東行す。八月二十三日善左衛門妾（小幡大炊給人何某か女也）二十四五歳、懷孕既に十一月に成て腹痛し、産の催しと見ゆ。仍之穩婆及び医師魚住道徹等を招きぬ。医婆いまだ不至、脯時に臨て其孕婦忽に失たり。挙家大に驚き、男女相集て搜索すれども家内には不見。日暮て提灯を以て土蔵を見るに亦不見。二階に人の苦しむ声聞えぬ。仍之二階に登りみれば、什器の間に孕婦伏て在りぬ。正気無^レ之に付蘇香圓用ひて心氣もつき自ら云。安産し男児を得たりしが、何もの共なく其児は取て行くと覚えて、其外の事は不覚と云。先づ家内の常居の所へつれ来りぬ。医師・穩婆も来り診し、昨日迄の胎気とは大に違ひ常婦とひとし。然共出産のしるしは聊無之、衣服に穢血もなく胎気の散じたる迄也。是日風雨甚敷く終日通宵、目ざすともなき事なるに、孕婦土蔵に在しに衣裳少しも不霑、手足に泥土の痕も

なし。至て怪敷き事故、道徹も断申入れ棄も不用候。世間風説迄にては難^レ信候故、高山婿斎藤三左衛門は近所故相尋ね候処、右の趣申聞、善左衛門へも申遣候由に候。明の李時珍が本草綱目人傀の条下に、古今の異産種々の事記載有^レ之儀存付、考看候処如^レ此に似寄申事も無之候。孕體の交のみにあらず、其婦人土蔵の二階に存在仕候事も、亦一奇怪に候。此事に似申儀は、脇田夕庵・藤田意案等の老人の話と頗る似申事有之に付、左に記之。

陽広公の御代今の二丸御殿にて、或る時夜中御衣裳に御用有之、可差上旨御意に候処、預りの御奉行共は下宿し不^レ有合^レ候。其夜宿直の頭脇田九兵衛（七兵衛祖父如鉄事）、御横目千秋太郎左衛門へ申談じ御納戸へ遣之、御衣裳の篋奇鎖を啓き引出しを出し候処、十一二歳許の女子飛出で、太左衛門に懐き付候。其辺に有合候もの甚駭き候。太郎左衛門其女子を懐き留め放ち不申、御用の御衣裳は人に取出させ上之候て、女子は御次へ懐き罷越頭共へもみせ、何方より罷越候哉相尋ね候処に、越中高岡小馬出辺に住居仕候紺屋の女に候。今昼何もの共不知つれ罷越候旨申候。仍之早飛脚を以て高岡へ尋ねに遣候処、右紺屋は金沢の方へ女子を尋ねに差越候ものと、半途にて出合申候。女子失亡仕候事は、其日の昼の事に候由申、紛無之儀に付渡し遣候。太郎左衛門仕形を陽広公御聞被遊、殊に感じ思召候は、はやり過たる仕形に候はゞ疎忽成事も可有之所、鎮りたる仕様に候。御感賞の爲とて御衣類の品三端被爲下候。太郎左衛門は今の千秋太郎左衛門曾祖父にて、半左衛門父にて候。此事先年より承

及たる事ながら、至極の奇怪と存じ不及筆記候処、此度高山が妾の事に付記し置きぬ。丙辰九月十一日

◎『可観小説』(加越能叢書)によって示した。

『藩国官職通考』の寺社奉行の項には、第一話に關連して、「武役に非ざるを悉り御断申上るにより閉門たり。後御免又被仰付の処、又御断申上る。思召有之。先相勤候様被命、無程御旗奉行に転ず」と記されている。なお、『可観小説』には「北川庄右衛門の役儀お断り」なる項もあり、この頃、藩士の役儀断りは折々見られたもようである。

〔8〕藩国官職通考

○公事場奉行 四人

一人は寺社奉行より兼帯す。又御馬廻頭よりも勤之。(定番頭御小將頭より勤むる先例有)。

夫公事場の起元知る処なし(中略)。又其奉行の始めも知れず。古へは常に年寄衆出席ありし成べし(中略)。寛永十八年陽広公御入国の時、奥村源左衛門長元(源左衛門祖)・岡島市郎兵衛一陳・小塚藤右衛門某勤之(中略)。右年間以後には津田勘兵衛重次(中略)・脇田九兵衛直賢(鉄兀郎祖)勤之。皆御小將頭たり(此時組頭より加ること本文の如し)。(後略)

○御算用場奉行 三人

一人は人持より勤之(人持二人勤むる例あり)、二人は御馬廻頭より勤之(定番頭或組頭並よりも勤之)。

其起元未詳。三輪志摩(雅楽助家祖)・稲葉左近(左近能州一國の

御代官を勤め、数年の勘定立たずして、寛永十七年切腹を命ぜらる。其時の所行甚廉潔なり。事は可観小説・混見摘写等に悉く見えたり。又云、左近能州惣支配と成り、所口に御算用場有りて是に奉行たるとあり。又一説、寛永十五年の頃御算用場奉行たるとあり。未^レ知^ニ孰^ハ是^ニ。按るに元和の頃当役を勤め、後所口御代官を勤め、再び御算用場奉行と成りたる歟。是右の三説を助けて考るなり)。元和年中より勤之と云。又津田勘兵衛重次も元和二年の頃勤之。寛永十五年奥村源左衛門長元(昌披問答には奥村父子相統勤之とあり)・宮城采女(子孫断絶)・脇田九兵衛直賢・青木助丞(御小將組なり。此時平士より加り勤む。與右衛門祖)勤之。(今茲大坂登米のこと始まり、試に米百石を被^レ遣ことあり。其時の奉行は本文四人なり。此事見聞集に見えたり。○一説に此時三輪志摩・稲葉左近・津田勘兵衛・奥村源左衛門を命ぜらるとあれ共、三輪は元和五年隠居、稲葉は前に註する如し。津田は御家老たれば又此説当らず。今見聞集に従ふ。○小説起本に、篠田助左衛門・平岡五左衛門・伊藤内膳を小松御算用場奉行とあり。又前田七郎兵衛も小松御算用場奉行と家譜等に見ゆ。是微妙公御隠居中の事なるべし。是を金沢御算用場奉行とあれ共非なり。故に爰に註記する也)。同十八年陽広公御入国の時、奥村源左衛門・岡島市郎兵衛・小塚藤左衛門(三人共公事場奉行兼帯にして、小塚は町奉行をも兼帯す)勤之。(後略)

◎湯浅祇庸著『藩国官職通考』(加賀能登郷土図書叢刊)によって示した。

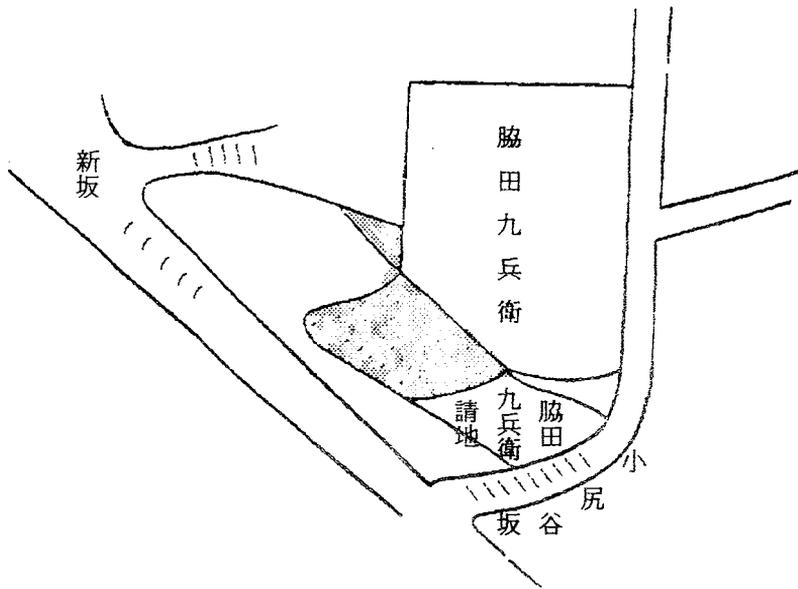
○小將町

元禄六年士帳に、小姓衆町或は御小姓町とあり。此の時代は如^レ斯
 呼びたりしと聞ゆ。旧伝に云ふ。昔黄門利常卿の頃は小姓組の諸士
 をば此の地に集め置かれんため、小姓頭脇田九兵衛を初め小姓衆の
 人々へ邸地を賜ひたり。故に御小姓町或は小姓衆町と呼び、後には
 小姓町と呼べりと。一書にも脇田九兵衛直賢小姓組頭命ぜられ、小
 姓町にて邸地を賜ふ。陽広公の時なり。とあり。按ずるに、万治三
 年に記載せし脇田如鉄自記に、寛永廿年五月御小姓頭被^レ命、料分
 二百石拝領す。神尾主殿江戸より光高君御書持参、前田出雲守被^レ
 申渡^レとあり。微陽両公遺事に、陽広公御代御小姓出来之刻、於^レ
 途中一御乗輿際へ被^レ為^レ召、誰々に不^レ奇、父母妻子等之儀御尋
 被^レ遊といふ事見江たり。按ずるに、右は寛永の末頃にて、則ち脇
 田九兵衛直賢を小姓組頭に命ぜられし頃の事なるべく聞こゆ。され
 ば小姓町の小姓組の人々は少将光高君の時命ぜられし小姓共にて、
 其の時小姓町の町名を呼び初めたるならん。

○脇田九兵衛旧邸

延宝金沢図に下の如く記載す。

右邸地に脇田氏子孫代々居住し、明治廢藩の際此の地を退去し、後
 畠地となし、或は水田となしたり。今は其の遺名を称するのみ。



○脇田九兵衛直賢伝

燕台風雅に云ふ。(中略)按ずるに、脇田氏に伝来せる万治三年直賢歿前に子孫へ残しける自記に、一生の履歴を巨細に載せたり。其の大略をば左に記載して備考とす。(中略)

按ずるに、同年秋七月七十五歳にて歿す。

小松能順の聯玉集に云ふ。脇田直賢の身まがり給ふ悼。

露の世はその言種を名残哉

又脇田如鉄懐旧。

手向にも摘むやその世を忍ぶ草

○脇田九兵衛直能伝

直能は直賢の長男にて、若名平丞と称し、相統後九兵衛と称し、遺知共千五百石を賜はり、金沢町奉行となり、後馬廻組頭に転じ、用人役を兼ねたり。燕台風雅に云ふ。(中略)平次按ずるに、直能は延宝三年に歿す。三男六女あり。長男直長七兵衛と称し、遺跡を継ぎ、遺知千五百石を賜はり、歩頭・馬廻組頭兼公事場奉行を勤め、定番頭に至り、致仕して老名を夕庵と称し、享保十七年八十五歳にて歿す。四男四女あり。長男某九兵衛と称し、遺知相統、宝暦三年七十六歳にて歿す。二男二女あり。長男直廉治左衛門と称し、明和九年四十五歳にて歿す。一男一女あり。一男直温初め留之助と称し、後哲兀郎と改称す。泰雲公の近侍を勤め、度々咎を蒙り、家禄減少五百石となり、後二百石加恩大小姓組となり、寛政二年不行状に依つて二百石減少、五百石となりたり。是より後歴世子孫連綿して、直賢以来朝鮮人の血統連続すといへども、家勢は稍劣れり。然りとい

へども実に朝鮮国より渡来せし人々多き中にも、脇田氏は名家にて、殊に直賢・直能・直長の三代は文武兼備の士なりといふべし。

○灑雪亭邸

脇田二代九兵衛直能は千宗室の門弟にて、茶人なりしゆゑに、邸内小尻谷の傍なるがけへかけ、築山・泉水などの露地を造り、茶室を建て灑雪亭と名付けたり。其の地景甚だ見事にて古木生茂り、奇石奇巖そびえ、滝などもありて世人之を賞翫す。古木多き中にも、楓は昔高尾より取寄せたりとて、一抱余の老木四十余本ありと。旧伝に云ふ。此の露地は二代九兵衛の時千宗室の指図にて造らせたるなりと。按ずるに、前頭燕台風雅に載せたる九兵衛直能伝に、錦里先生灑雪亭に遊びける時の詩に、竹樹連岩壁。軒亭據水源。飛泉陰雪灑。高榜細雲翻。と木下順庵が作れる詩語にても、園中の風景知られけり。おもふに此の園地は延宝の金沢図に載せたる脇田九兵衛請地とある地なるべし。其の地は前頭の図に見ゆる如く、九兵衛邸地の継ぎなる小尻谷のがけ地なり。さて右離亭の園地明治六年十一月脇田氏居宅売却の時悉く取払い、今は其の遺跡も残らず、悉く田畠とはなりたり。

○森田柿園著・日置謙校『金沢古蹟志』(金沢文化協会、一九三三年)によって示した。